

## 令和4年涌谷町議会定例会6月会議（第2日）

令和4年6月16日（木曜日）

議事日程（第2号）

### 1. 開 議

#### 1. 議事日程の報告

1. 報告第 1号 専決処分の報告について

1. 報告第 2号 専決処分の報告について

1. 報告第 3号 専決処分の報告について

1. 報告第 4号 専決処分の報告について

1. 報告第 5号 専決処分の報告について

1. 報告第 6号 専決処分の報告について

1. 報告第 7号 専決処分の報告について

1. 報告第 8号 専決処分の報告について

1. 報告第 9号 専決処分の報告について

1. 報告第10号 専決処分の報告について

1. 報告第11号 専決処分の報告について

1. 報告第12号 繰越明許費繰越計算書について

1. 報告第13号 事故繰越し繰越計算書について

1. 報告第14号 繰越計算書について

1. 議案第39号 財産の処分について

1. 議案第40号 涌谷町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第41号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算（第3号）

1. 議案第42号 令和4年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

1. 議案第43号 令和4年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

1. 議案第44号 令和4年度涌谷町水道事業会計補正予算（第1号）

1. 議発第 3号 「経営所得安定対策（水田活用・畑作物の直接支払交付金）の見直しに関する意見書」の提出について

1. 請願・陳情

1. 休会について

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	黒澤 朗 君	2番	涌澤 義和 君
3番	竹中 弘光 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	伊藤 雅一 君	8番	久 勉 君
9番	杉浦 謙一 君	11番	大泉 治 君
12番	鈴木 英雅 君	12番	後藤 洋一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 稔雄 君	副 町 長	高橋 宏明 君
総務課長 兼 参事	高橋 貢 君	総務課長 兼 新型コロナウイルス感染症対策室長	徳山 裕行 君
企画財政課長 兼 参事	大崎 俊一 君	まちづくり推進課長	熱海 潤 君
税務課長	紺野 哲 君	町民生活課長	今野 優子 君
町民医療福祉センター長	大友 和夫 君	国民健康保険病院事務長	吉名 正彦 君
町民医療福祉副センター長 兼 参事 兼 国民健康保険病院総務管理課長	木村 智香子 君	福祉課長	鈴木 久美子 君
福祉課長 兼 子育て支援室長	佐藤 明美 君	健康課長	木村 治 君
農林振興課長	三浦 靖幸 君	建設課長	小野 伸二 君
上下水道課長	岩 渕 明 君	会計管理者兼会計課長	高橋 由香子 君
農業委員会会長	畑 岡 茂 君	農業委員会事務局長	菊池 茂 君
教育委員会教育長	柴 有司 君	教育総務課長 兼 給食センター所長	内藤 亮 君
生涯学習課長	阿部 雅裕 君	代表監査委員	遠藤 要之助 君

事務局職員出席者

事務局 長	荒木 達也	総務 班 長	金山 みどり
-------	-------	--------	--------

(午前10時)

○議長（後藤洋一君） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑に議事運営できるよう、皆様のご協力よろしくお願ひいたします。

---

◇

◎開議の宣告

○議長（後藤洋一君） 直ちに会議を開きます。

企画財政課長から発言の訂正の申出がありましたので、これを許可します。企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） おはようございます。

昨日の一般質問において、4番議員さんの一般質問の回答におきまして、庁議の開催日、5月8日と発言いたしましたが、実際は5月9日でした。発言を訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

---

◇

◎議事日程の報告

○議長（後藤洋一君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

---

◇

◎報告第1号及び報告第2号の上程、報告

○議長（後藤洋一君） 日程に入ります。

日程第1、報告第1号 専決処分の報告について及び日程第2、報告第2号 専決処分の報告については、関連がございますので一括議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） おはようございます。どうぞ今日も一日よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、報告第1号、第2号につきまして、関連がございますので併せて報告を申し上げます。

本件は、令和3年8月3日、美里町駅東地内において公用車を運転中に、一時停止していた車両に追突し、人身及び車両が損傷した事故につきまして和解が成立し、損害賠償の額が決定いたしましたので、その報告をいたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

では、私のほうからは、報告第1号、報告第2号について、関連がございますので併せて報告させていただきます。

ます。

報告第1号、議案書につきましては1ページになります。

報告第1号、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年6月15日提出。涌谷町長。

次のページをお開き願います。

専決処分書でございます。

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年4月12日。涌谷町長。

区分でございますが、人身並びに物損事故でございます。

相手方につきましては、美里町在住の女性となっております。

事故の概要でございますが、町長の提案理由にもございましたが、令和3年8月3日、公用車を運転していた職員が、美里町駅東2丁目地内丁字路において、前方で左右確認のため一時停止していた車両に追突し、相手方を負傷及び車両を損傷させたものでございます。

損害賠償額、和解内容でございますが、人身事故につきましては69万1,252円、その余の請求を放棄するというところでございます。示談につきましては令和4年4月12日に成立いたしまして、6月7日までに相手方に全額支払われているものでございます。

物損事故につきましては30万333円、その余の請求を放棄ということでございます。令和3年11月1日に示談が成立いたしまして、令和3年11月19日に相手方に支払っているものでございます。

いずれも損害賠償につきましては、町が加入しております全国自治協会自動車損害共済から支払いするものでございます。

続いて、報告第2号でございます。

専決処分の報告でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年6月15日提出。涌谷町長。

次のページをお開き願います。

専決処分書でございます。

和解及び損害賠償の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年4月12日。涌谷町長。

相手方につきましては、美里町在住の幼児となり、報告第1号で報告いたしました事故における同乗者となります。

区分でございますが、人身事故でございます。

損害賠償額、和解内容でございますが、2万3,876円、その余の請求を放棄ということでございます。示談につきましては令和4年4月12日に成立いたしまして、6月7日までに相手方に全額支払われているものでござ

います。

損害賠償金につきましては、同じく町が加入しております全国自治協会自動車損害共済から支払いするものでございます。

今回の事故に当たりましては、おけがをされた方について改めておわびを申し上げるものでございます。

今回の案件のように、物損事故のほか人身事故となった場合、損害賠償確定まで時間を要しまして、地方自治法第180条第1項の規定による当町において定めております専決事項金額として、100万円を超えるか、又は、その範囲内となるかが分からず、また、議会への報告が遅れてしまうととも、物損分に係ります相手方との示談が速やかに行われなくなり、その後の示談交渉にも影響を及ぼす可能性がございます。

つきましては、人身を伴う損害賠償額があるもので、100万円以内の物損事故につきましては、確定するまでの間、議会の皆様に逐次ご報告を行いながら、速やかに示談が行えるよう進めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時07分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第1号及び報告第2号は終了いたしました。



### ◎報告第3号の上程、報告

○議長（後藤洋一君） 日程第3、報告第3号 専決処分報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 報告第3号について申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年4月1日から施行されたことに伴い、涌谷町町税条例の一部改正を行いましたので、その報告をするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 税務課長。

○税務課長（紺野 哲君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

最初に、申し訳ございません、資料の訂正をお願いいたします。

6月会議資料の2ページお開き願います。

涌谷町町税条例の一部を改正する条例の概要ということで表を作っておりますが、2ページの下から7項目め、附則第12条とございます。その改正の内容ということで、右側に「令和4年度に限り、商業地等に係る課税

標準額の」、その後がちょっと、てにをはがおかしくなっておりますので、「上昇幅を2.5%とする」、「を」を外していただいて「の」を「を」に、「上昇幅を2.5%とする改正」というふうに訂正させていただきます。大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第3号、専決処分いたしました涌谷町町税条例等の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書は5ページから13ページ、新旧対照表は1ページから19ページでございます。

本件は、令和4年度税制改正に伴うもので、主な内容といたしましては、住宅借入金等特別税額控除の延長見直し、固定資産税台帳及び台帳記載事項の証明書交付に関する規定の整備や個人町民税等所得税の課税方式の統一など、法律等の改正に伴い関連の条例改正を行ったものでございます。

まず、資料で説明いたしますので、今お開きいただきました2ページをご覧ください。それから、新旧対照表も併せて横に置きながらご覧いただければと思います。

資料につきましては、左から、改正条項、見出し、改正の内容ということで記載しております。

それでは、第33条、見出しにつきましては所得割の課税標準ですが、4項、第6項において賦課方式の適用を整理する改正で、申告書の記載により個人町民税等所得税の課税の適用を整理するものでございます。

第34条の7、寄附金税額控除については、控除対象となる民法法人を経過措置期間終了に伴い削除するものでございます。

34条の9、36条の2、36条の3、それぞれにつきましては、法律改正に合わせた規定の整理。

36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書については、給与所得者の扶養親族申告書に一定の要件を有する配偶者の氏名の記載を規定し、36条の3の3では、公的年金等受給者の扶養親族について、一定の要件に当たる配偶者及び扶養親族の申告書への記載を規定するものでございます。

48条、法人の町民税の申告納付につきましては、法改正に合わせた項ずれの反映。

73条の2、73条の3につきましては、固定資産税台帳及びその事項証明書について、住所に代わる事項の記載を加える改正でございます。こちらにつきましては、DV被害者など、記載事項などの証明書の交付を通じて住所が漏れることで被害が生じる可能性がある場合の対応になってございます。

続いて、附則第7条の3の2、新旧対照表では7ページになります。個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除については、現在の地域経済状況を踏まえた措置といたしまして、令和15年度から令和20年度に適用期間を延長し、対象居住年も7年度まで延長するものでございます。

附則10条の2、いわゆるわがまち特例とされる条文でございますが、新旧対照表は9ページからになります。下のほうです。第2項では特例割合を5分の4に改正し、新旧対照表11ページ、こちらも下のほうです。12項を追加するものでございます。その他の部分については項ずれを反映する改正でございます。

第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、省エネ改修工事等を拡充、適用する改正でございます。

第12条、新旧対照表は13ページになります。景気対策のため、激変緩和措置としまして、令和4年度に限り課税標準額を一部軽減する改正でございます。先ほど修正いただきました商業地に係る課税標準額の特例で、上昇幅を5%から2.5%にする措置でございます。

附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の特例についても、所得税と町民税の課税方式の取扱いを一致させる改正でございます。

第17条の2、法改正に合わせて引用条文を整理いたします。

20条の2、20条の3につきましては、確定申告書の記載方式についての規定の整理を行う改正でございます。

第25条、こちらにつきましては、次の第26条が削除されることに伴いまして改正するものでございます。

第26条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例については、附則の第7条の3の2などに整理されることにより条文自体が削除されるものでございます。

資料3ページになります。

第2条関係ということでございまして、新旧対照表は19ページ、一部改正の一部改正でございますが、第36条の3の3の改正規定では、扶養親族申告の改正に伴う規定の整理でございまして、附則の2条、経過措置では、第4項で令和6年度以降の適用分について規定の整理を行うものでございます。

議案書11ページをお開きください。

改正条例の附則の部分です。

第1条、施行期日については、令和4年4月1日施行ですが、ただし書といたしまして、条項ごとにそれぞれの施行日を定めるものでございます。

議案書12ページ、13ページをお開きください。

第2条では町民税に関しまして、13ページの第3条では固定資産税に関する経過措置を規定しております。

駆け足ではございましたが、以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時18分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第3号は終了いたしました。

---

◇

◎報告第4号の上程、報告

○議長（後藤洋一君） 日程第4、報告第4号 専決処分報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 報告第4号について申し上げます。

本件は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月1日から施行されたことに伴い、浦谷町国民健康保険税条例の一部改正を行いましたので、その報告をするものでございます。

主な内容といたしましては、課税限度額を引き上げる改正でございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 税務課長。

○税務課長（紺野 哲君） それでは、報告第4号、専決処分いたしました涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書は14ページから16ページ、新旧対照表は20ページ、21ページでございます。

本件は、ただいま町長が理由を申し上げましたとおり、国保法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い行う一部改正でございます。

内容といたしましては、国民健康保険税について、保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の負担軽減を図る観点から賦課限度額の見直しが行われたものでございます。

新旧対照表20ページをお開きください。

第2条、第23条におきまして、基礎課税額の限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を19万円から20万円に引き上げたものでございます。

21ページ、附則第2項では、「同条中」というのを「同項中」に改める改正でございます。

議案書の16ページをご覧ください。

附則でございますが、第1項で施行期日を令和4年4月1日から施行するといたしまして、第2項に年度の適用区分を定めるものでございます。

以上で終わります。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時21分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第4号は終了いたしました。

---

◇

### ◎報告第5号の上程、報告

○議長（後藤洋一君） 日程第5、報告第5号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 報告第5号について申し上げます。

本件は、地域再生法第17条の6の地方公共団体を定める省令の一部改正が令和4年4月1日から施行されたことに伴い、涌谷町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正を行いました。



ので、その報告をするものでございます。

主な内容としたしましては、適用期限の延長などがございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 税務課長。

○税務課長（紺野 哲君） それでは、報告第5号、専決処分いたしました涌谷町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書は17ページから19ページ、新旧対照表は22ページでございます。

本件は、ただいま町長の理由にありましており、関連省令の一部改正等が施行されたことに伴う一部改正でございます。

内容としたしましては、該当の固定資産税の不均一課税適用期限が2年間延長され、また、整備計画の認定から供用開始までの期限が1年間延長されたことに伴う改正でございます。

新旧対照表22ページをご覧ください。

第2条におきまして、事業者が認定を受ける期限を令和4年3月31日から令和6年3月31日まで延長し、また、特別償却設備を新增設する期限を2年から3年に改めるものでございます。

議案書19ページをご覧ください。

附則でございますが、第1項では施行期日を令和4年4月1日から施行するとし、第2項に設備の新增築適用の経過措置を定めるものでございます。

終わります。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時24分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第5号は終了いたしました。

---

◇

◎報告第6号の上程、報告

○議長（後藤洋一君） 日程第6、報告第6号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 報告第6号について申し上げます。

本件は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ9,507万5,000円を減額し、総額を85億5,154万9,000円にいたしましたものでございます。

補正の主な内容でございますが、まず歳入におきましては、地方譲与税や利子割交付金等の各種交付金、地方交付税において、確定に基づきそれぞれ増減いたしました。また、国庫支出金、県支出金及び特定目的基金繰入金につきましては、事業費等の確定によりそれぞれ増減をいたしましたものでございます。町債につきましては、事業の確定等により借入額に変更が生じたので、それぞれ減額いたしましたものでございます。

次に、歳出におきましては、財政調整基金の積立金を増額いたしましたほか、各種基金利子を積み立て、国・県支出金等特定財源を伴う各種事業費につきまして、それぞれ増減の補正をいたしております。

詳細につきましては担当課長より説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、報告第6号 令和3年度一般会計補正予算（第16号）について報告いたします。

議案書は20ページ、予算書につきましては令和3年度一般会計補正予算（第16号）となっております。

本専決予算につきましては、町長の専決処分事項の指定に基づきまして決定される事項となります。

内容につきましては、会計年度末における議決済みの町債の借入額の増減及びそれに伴う歳入歳出予算の補正をすること、会計年度末における議決済みの繰越明許費の補正をすること、会計年度末における地方交付税等の一般財源、国・県支出金等の特定財源、基金繰入金及び基金積立金の増減に関し歳入歳出予算を補正をすることになります。これにより本年3月31日付けで専決したもので、報告するものでございます。

議案書の朗読は省略させていただきます。

主なものについて説明させていただきます。

予算書5ページをお開きください。

第2表地方債の補正になります。

3事業において、事業費の確定により総額170万円を減額いたすものでございます。

歳入になります。

10ページ、11ページをお開きください。2款地方譲与税から、22ページ、23ページ、県支出金につきましては、それぞれ額の確定に伴う増減となります。

22ページ、23ページになります。

19款寄附金283万4,000円の増につきましては、3月補正後の寄附された額。

20款繰入金、24ページ、25ページになります。15目肉用牛特別導入事業基金繰入金195万円の減は、貸付対象者がいなかったための減。

22款諸収入5目①派遣職員給与費負担金549万9,000円の増は、派遣職員給与費負担金の増となります。

歳出になります。（「議長、ちょっと」と言う人あり）

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 先ほど、私、9,507万5,000円を減額と読んでしまいました。増額でございますので、訂正させていただきます。

○議長（後藤洋一君） はい。企画財政課長、続けてください。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 続けさせていただきます。

歳出になります。

30ページ、31ページをお開きください。

2款総務費1項10目2移住定住推進事業費18節④わくや移住支援事業補助金100万円の減は、対象者がいなかったための減。

12目24節①財政調整基金積立金1億6,426万2,000円の増は、歳入歳出の財源の調整となります。補正後の基金残高は10億5,715万5,000円となります。

36ページ、37ページ、3款民生費2項1目3児童手当支給経費970万1,000円の減につきましては、対象者が減となったものでございます。

50ページ、51ページになります。

10款教育費5項3目4歴史文化基金管理経費231万9,000円の増は、ふるさと納税のうち文化財と保全の活用を選択した部分となり、補正後の基金残高は780万9,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時31分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第6号は終了いたしました。

---

◇

### ◎報告第7号の上程、報告

○議長（後藤洋一君） 日程第7、報告第7号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 報告第7号について申し上げます。

本件は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ3,257万8,000円を減額し、総額を20億3,333万3,000円にいたしましたものでございます。

補正の主な内容でございますが、まず、歳入におきましては、国・県支出金等の確定に伴う増減でございます。

歳出につきましては、直営診療施設の保健事業等が国の特別調整交付金として認められたため、国保病院会計繰出金を増額したものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） それでは、報告第7号 令和3年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

(第6号)について説明申し上げます。

一般会計と同様に、3月31日付け専決処分の報告になります。

予算書6ページ、7ページお開き願います。

歳入のほうになります。

まず、3款2項8目1節災害臨時特例補助金50万7,000円の増額につきましては、コロナウイルス感染症対応分に係る保険税の減免に対して10分の6補助交付を受けたものでございます。なお、残りの10分の4につきましては特別交付金で交付されるものでございます。

次の4款2項1目1節普通交付金4,389万9,000円の減額につきましては、保険給付の実績に基づく交付金の決定によるものでございます。なお、この普通交付金につきましては、保険給付費に係る葬祭費及び出産育児一時金を除く保険給付の費用について県の普通交付金として交付されるものでございます。歳出の保険給付費と連動しているところでございます。

2節特別交付金2,173万9,000円の増額につきましては、交付決定によるものでございます。次の②特別調整交付金1,977万1,000円の増額につきましては、直営診療施設の国保病院の事業に対して各種保健事業に対する交付金になり、こちらも交付決定により増額するものでございます。③県繰入交付金343万1,000円の増額につきましては、医療費適正化事業等の取組の評価に対して県交付金として交付されたものであり、これも交付決定によるものでございます。

5款1項1目1節①財政調整基金利子18万1,000円の増額については、実績によるものでございます。

次に、6款1項1目3節助産費等繰入金84万円の減額につきましては、歳出のほうで計上しておりますが、出産育児一時金の実績に伴い今回減額するものでございます。なお、この繰入金につきましては、出産育児一時金に係る費用の3分の2を町負担金として一般会計から繰入れするものでございます。

次、2項1目1節財政調整基金繰入金1,026万6,000円の減額につきましては、国・県補助金の交付決定により財源調整したものでございます。

次に、歳出になります。

8ページ、9ページお開き願います。

2款保険給付費1項療養諸費及び4項高額療養諸費、次に、5款移送費、それぞれの減額につきましては、給付実績によりそれぞれ減額するものであります。なお、こちらの保険給付費につきましては、歳入でも説明いたしましたが、県の普通交付金として交付されるものでございます。

次の10ページ、11ページお開き願います。

6項1目細目1出産育児一時金126万円の減額につきましては、実績に基づき3人分を減額するものでございます。こちら、当初15人ということで想定しておりましたが、令和3年度におきましては3人分の実績交付になります。

次の7項1目細目1傷病手当金139万5,000円の減額につきましては、こちらも実績に基づき今回減額するものでございます。こちらはコロナウイルスの傷病手当金について、国のほうから10分の10特別調整交付金として財政支援を受けるものでございます。

次に、3款国民健康保険事業費納付金及び6款の保健事業費につきましては、国・県交付金の決定により財源

調整を行ったものでございます。

次に、12ページ、13ページお開き願います。

7款1項1目細目1財政調整基金積立金18万1,000円の増額につきましては、基金利子を積立てしたものでございます。積立て後の令和3年度末の基金残高につきましては5億9,028万8,000円になります。

次に、8款2項1目直営診療施設勘定繰出金1,363万7,000円の増額につきましては、歳入でもご説明いたしましたが、国の特別交付金に直営診療施設、国保病院の事業に対して交付された交付金になり、今回病院会計のほうに繰り出しするものでございます。

以上で説明終わります。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時38分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第7号は終了いたしました。



### ◎報告第8号の上程、報告

○議長（後藤洋一君） 日程第8、報告第8号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 報告第8号について申し上げます。

本件は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ3,000円を減額し、総額を18億9,084万8,000円にいたしましたものでございます。

補正の主な内容でございますが、まず、歳入におきましては、国・県支出金等の確定に伴う増減でございます。

歳出につきましては、国・県支出金等の確定に伴う介護認定審査会経費の減額及び財源調整について措置するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） それでは、報告第8号 令和3年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第6号）について説明申し上げます。

こちらも一般会計同様に、3月31日付け専決処分の報告になります。

予算書6ページ、7ページお開き願います。

歳入のほうになります。

3款2項2目1節介護予防・日常生活支援総合事業分77万1,000円の増額及び2節その他地域支援事業分204万7,000円の増額につきましては、国の交付金の決定によるものでございます。

4款2項1目1節介護予防・日常生活支援総合事業分25万3,000円の減額及び2節その他地域支援事業分102万4,000円の増額につきましては、県の交付金の決定によるものでございます。

次、7款1項2目1節①介護予防・日常生活支援総合事業費繰入金25万2,000円の減額及び②その他地域支援事業費繰入金102万4,000円の増額につきましては、国及び県の交付金の決定により法定負担割合分に係る一般会計の繰入れについて予算調整を行ったものでございます。

次に、3目1節②事務費繰入金3,000円の減額につきましては、一般会計においても説明することにしておりましたが、これについては生活保護2号被保険者に係る要介護審査判定県委託金の実績に基づき今回減額するものでございます。

次の8ページ、9ページお開き願います。

2項1目1節介護保険給付基金繰入金436万1,000円の減額につきましては、国及び県の補助金の交付決定により財源調整を行ったものでございます。専決後の基金残高につきましては1億8,546万8,000円となります。

次に、歳出になります。

10ページ、11ページお開き願います。

1款3項1目細目1介護認定審査会経費1節報酬3,000円の減額につきましては、歳入においても説明いたしましたが、生活保護2号被保険者に係る要介護審査判定県委託金の実績に基づき今回減額するものでございます。

次の5款地域支援事業費につきましては、国及び県補助金の交付決定に伴い一般財源との財源調整を行ったものでございます。

以上で説明終わります。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時42分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第8号は終了いたしました。



### ◎報告第9号の上程、報告

○議長（後藤洋一君） 日程第9、報告第9号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 報告第9号について申し上げます。

本件は、収益的収入におきまして、国保調整交付金、新型コロナワクチン接種に係る補助金等の額の確定により補正をいたしたものでございます。

あわせて、資本的収入におきまして、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受入れ体制確保に係る補助金の額の確定により補正をいたしたものでございます。

詳細につきましては担当事務長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 事務長。

○国民健康保険病院事務長（吉名正彦君） それでは、報告第9号 令和3年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）について説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、国保直営診療施設として保健事業に対する国民健康保険特別調整交付金が令和4年3月30日付けで交付決定されたことや、令和3年度における新型コロナウイルス感染症関連の補助事業が完了いたしましたので、専決処分できる指定の範囲内として補正したものでございます。

予算書1ページをお開きください。

まず、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入に1,825万7,000円の増額補正をいたすものです。

第3条におきましては、予算第4条に定めた資本的収入に30万円を増額補正いたすものでございます。

第4条におきましては、予算第9条に定めた他会計からの補助金を1,763万7,000円を増額補正いたすものです。

それでは、予算書4ページ、5ページをお開きください。

収益的収入の補正です。

1款2項2目1節他会計補助金、国民健康保険特別調整交付金1,363万7,000円を増額するものでございます。

同じく、2節補助金におきまして、病院群輪番制運営費及び新型コロナウイルス感染症関連補助金等462万円を増額補正いたすものです。

続きまして、資本的収入の補正です。

3款11項1目1節その他資本的収入といたしまして30万円を増額補正いたすものです。内容につきましては、令和3年度宮城県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金で患者搬送用ハイローストレッチャー整備による増額でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時46分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第9号は終了いたしました。

---

◇

◎報告第10号の上程、報告

○議長（後藤洋一君） 日程第10、報告第10号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 報告第10号について申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症感染防止対策支援事業費補助金の額の確定により収益的収入を補正いたしましたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。（「説明省略」と言う人あり）

○議長（後藤洋一君） お諮りいたします。

ただいま説明省略の声がありましたが、説明を省略してよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時47分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第10号は終了いたしました。

---

◇

◎報告第11号の上程、報告

○議長（後藤洋一君） 日程第11、報告第11号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 報告第11号について申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の額の確定により、収益的収入及び支出を補正いたしましたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。（「説明省略」と言う人あり）

○議長（後藤洋一君） お諮りいたします。

ただいま説明省略の声がありましたが、説明を省略してよろしいですか。



〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時49分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第11号は終了いたしました。



### ◎報告第12号の上程、報告

○議長（後藤洋一君） 日程第12、報告第12号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 報告第12号について申し上げます。

本件は、さきの議会におきましてお認めをいただいております住民基本台帳システム改修事業外6事業の繰越明許費総額2億753万1,000円を令和4年度に繰越しいたしたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、議案書32ページになります。

報告第12号 繰越明許費繰越計算書についてになります。

令和3年度涌谷町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月15日提出。涌谷町長。

ただいま町長の提案理由にございましたとおり、さきの3月会議でお認めいただきました7事業につきまして、令和4年度へ総額2億753万1,000円を繰り越ししております。

各事業につきましては、33ページに記載しております。

財源内訳は、未収入特定財源といたしまして、国・県支出金1億2,437万3,000円、地方債6,490万円、一般財源1,231万8,000円となっております。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時51分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第12号は終了いたしました。



◎報告第13号の上程、報告

○議長（後藤洋一君） 日程第13、報告第13号 事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 報告第13号について申し上げます。

本件は、道路維持補修事業及び新設改良事業について、年度内の完了に向けて事業を進めておりましたが、年度内に事業を完了することが困難となったため、事故繰越しとして総額2,527万400円を令和4年度に繰り越したものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、議案書34ページになります。

報告第13号 事故繰越し繰越計算書について。

地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、令和3年度涌谷町一般会計予算において、別紙のとおり事故繰越しをしたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

令和4年6月15日提出。涌谷町長。

35ページをお開きください。

繰越計算書となります。

ただいま町長の提案理由にございましたとおり、2事業につきまして2,520万400円を繰越しております。

各事業につきましては、道路維持補修事業費につきましては、令和4年3月に発生いたしました福島県沖地震の影響で建設部材の納期等に遅延が生じたため、新設改良事業におきましては、新型コロナウイルスの影響により工事に遅れが生じたため、それぞれ繰り越すものとなっております。

財源内訳は、未収入特定財源といたしまして、国・県支出金1,207万2,000円、地方債1,040万円、一般財源148万2,200円となっております。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時54分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第13号は終了いたしました。



◎報告第14号の上程、報告

○議長（後藤洋一君） 日程第14、報告第14号 繰越計算書についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 報告第14号について申し上げます。

本件は、地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和3年度涌谷町下水道事業会計予算第4条資本的収入及び支出において、渋江地内の排水路整備に係る予算を繰越しいたしたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩淵 明君） それでは、報告第14号 繰越計算書についての説明を申し上げます。

議案書は36ページ、37ページをご覧くださいと思います。

ただいま町長が提案理由で申し上げました本件につきましては、令和4年3月定例会でお認めいただいた令和3年度涌谷町下水道事業会計補正予算（第2号）の事業でございます。渋江地内雨水排水路整備工事に係るものでございます。

国の令和3年度の補正予算を活用し、令和4年度に予定しておりました事業の前倒しの側面がございます。発注時期、施工時期の関係から繰り越しいたしたものでございます。

繰越額につきましては、37ページでございますが、2,170万円でございます。

財源内訳といたしまして、国庫補助金943万円、企業債1,150万円、損益勘定留保資金77万円となっております。

事業の進捗状況でございますが、工事が6月29日に入札の執行予定となっております。なお、工事の実施時期につきましては、排水路の水の少ない秋以降に工事に着手し、年度内の工事完成を予定しております。

以上で終わります。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時56分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第14号は終了いたしました。

休憩します。再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（後藤洋一君） 再開します。

---

◇

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第15、議案第39号 財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤積雄君） 議案第39号の提案理由を申し上げます。

本案は、社会福祉振興を目的に、涌谷町涌谷字新下町浦地内の町有地を社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会に譲渡するため、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、議案書38ページになります。

議案第39号 財産の処分について。

次のとおり財産を処分することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1. 土地の所在、涌谷町涌谷字新下町浦272番1、地目、雑種地、面積1,442平米、涌谷町涌谷字新下町浦272番4、雑種地、面積582平米、涌谷町涌谷字新下町浦278番1、雑種地、3,731平米、計5,755平米。
2. 処分の目的、社会福祉の振興に因るため。
3. 売却予定価格、2,000万円。
4. 契約の相手先、宮城県遠田郡涌谷町涌谷字新下町浦192番地、社会福祉協議会会長高橋俊吾。

令和4年6月15日提出。涌谷町長。

ただいま町長の提案理由にございましたとおり、ゆうらいふの隣、調整池の隣、間ですね、の町有地につきまして、かねてより交渉を行ってまいりました涌谷町社会福祉協議会と協議がまとまり、6月6日に土地の売買に係る仮契約を締結しております。なお、議決後に本契約に移行することを申し添えさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第39号 財産の処分についてを採決いたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号 財産の処分については原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第16、議案第40号 涌谷町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第40号の提案理由を申し上げます。

本案は、涌谷町水道事業と太田簡易水道組合の事業統合に伴い、給水区域の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩淵 明君） それでは、議案第40号 涌谷町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の説明を申し上げます。

議案書は39ページになります。併せまして、新旧対照表は23ページ、24ページになりますのでお開き願ひます。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、本案は、太田簡易水道組合が事業を廃止することに伴い、組合の給水区域に町水道を供給することとするために条例改正いたすものでございます。

まず、経緯でございますが、太田簡易水道組合におかれましては、宮城県から水道法に基づく事業認可を受け、地域に水道を供給しております。しかしながら、組合員数の減少により料金収入が伸び悩み、経営的な不安がある中で施設の更新投資や技術者不足への対応が困難となっております。また、宮城県から水質管理に関し、度々指導を受けている状況でもございます。このような状況から、組合側から町水道の供給について相談を受けておりましたが、令和3年12月に、組合員全員の同意の下、要望書が提出されたため、検討を行ってきたところでございます。町といたしましても、地域住民の生活に欠かせない水の供給を滞らせることがないよう手続を進めるものとしたものでございます。

それでは、条文につきましては、新旧対照表23ページでご説明申し上げます。

経営の基本第2条第2項で町水道の給水区域を定めておりますが、括弧書きで給水区域から除く規定をしている部分のうち、「太田字沢田の一部」から「太田字大袋の一部」まで15の字名を削除するものでございます。これにより、太田簡易水道組合の給水区域への給水をいたそうとするものでございます。

議案書39ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は、令和4年10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。8番久 勉君。

○8番（久 勉君） 新旧対照表の24ページの改正前、改正後の分が本文の中に入っていないんじゃないですか、これ。第2条2項中、「太田字大袋の一部」っていうの、ここで終わっていて、新旧対照表の24ページって何なんですか、これ。

○議長（後藤洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩淵 明君） 第2条第2項は、まず、涌谷町全域に給水するというをまず規定しております。括弧書きで給水区域を除くということを規定しております。その括弧を閉じた後に、「及び」から大崎市の北小牛田など、あるいは24ページになりますが、美里町の字高田の一部、美里町南小牛田字谷地中東の一部を給水区域内としている条例でございますので、今回は括弧内の除く部分の削除ということになるものでございます。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。どうぞ、8番久 勉君。

○8番（久 勉君） 除く部分を削るということは、こっちの24ページは「字荒台」って「字」が入ったんだよね、ここに、どこ違うのかなと思ったらさ。だから、これが本文の中には何で出てこないのかなと思って。「一部を次のように改正する。」で括弧書きを削るでしょう。

○議長（後藤洋一君） 休憩します。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時22分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開いたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（岩淵 明君） それでは、新旧対照表23ページ、24ページにつきまして、再度説明させていただきます。

第2条第2項は涌谷町水道事業の給水区域を定めているものでございます。それで、まず涌谷町全域というふうな表記から、括弧書きで給水区域を除く区域を規定しているものでございます。それが23ページの下から4行目まで、「猪岡短台字愛宕の一部を除く。）」までが給水区域を除く区域でございます。そこから先、「及び大崎市田尻北小牛田の字石川浦」の先の部分からは、また改めて給水する区域を規定しているものでござい

す。

23ページが一番下の行、「字五軒屋敷浦、字」という表記が、改正前と改正後で次のページにずれてしまっており関係上、ちょっと分かりづらいものになってしまいました。大変申し訳ございませんでした。（「了解」と言う人あり）

以上で説明終わります。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第40号 涌谷町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、議案第40号 涌谷町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第17、議案第41号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第41号の提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ4億5,760万4,000円を増額し、総額を71億6,765万7,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、国・県支出金の補助内示等によりそれぞれ増減いたすほか、財産収入におきましては、認定こども園の建設予定地や未利用財産の売払い収入を計上いたそうとするものでございます。繰入金におきましては、認定こども園施設整備への補助金の財源といたしましてふるさと涌谷創生基金繰入金を増額いたし、諸収入におきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合への職員派遣に係る負担金を計上いたし、町債におきましては、今回の歳出補正に伴い地方債を増減いたそうとするものでございます。

次に、歳出でございますが、人件費につきましては、4月の人事異動等に伴いそれぞれ組替え措置をいたすものでございます。

議会費におきましては、さきの議会で条例改正のありました議員皆様の報酬減額に伴い減額いたすものでございます。

総務費におきましては、土地開発基金管理の財産を一般管理財産と合わせ売却するため繰出金を計上いたすほか、国庫補助金を活用し、町民の皆様が庁舎等で公衆Wi-Fiを利用できる環境整備事業を行うものでございます。

民生費におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり10万円を支給するとともに、燃料高騰への支援といたしまして燃料費の一部を助成するものでございます。また、低所得の子育て世帯に対しましては児童一人当たり5万円を支給いたし、子育て世帯を支援するものでございます。そのほか、民間事業者が行う認定こども園の施設整備に対し補助金を交付することで、子育て環境の充実を図るものでございます。

衛生費におきましては、新型コロナウイルスワクチンの早期接種に向け、各種経費を増減いたすものでございます。

農林水産業費におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により家畜飼料や原油価格が高騰し農業経営を圧迫していることから補助金を計上いたし、事業者への緊急支援を行うものでございます。また、強い農業・担い手づくり支援交付金等の県補助金を活用し、基幹産業である農業の収益力強化と担い手の経営発展を推進するものでございます。

商工費におきましては、企業立地促進条例に基づく奨励金対象交付額が確定したことに伴い増額いたすものでございます。

土木費におきましては、町道拡幅整備に係る測量設計業務委託料を計上いたすものでございます。

教育費におきましては、国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策に対応し、子育て世帯に対する臨時的な負担軽減措置として学校給食費に要する経費の一部を補助いたすほか、幼稚園等のICT活用事業といたしまして、国庫補助を活用し、オンラインに対応できる環境整備を行うものでございます。

災害復旧費におきましては、3月16日の地震において被災した健康文化複合温泉施設の復旧を行うものでございます。

なお、詳細につきましては各担当課長から説明いたしますので、よろしくお申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 担当課長から順次説明願います。総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） それでは、議案第41号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算（第3号）でございます。

補正予算書の50ページ、51ページをお開き願います。

まず、人件費から説明させていただきます。

50ページ、給与費明細書。

1. 特別職でございます。

この表の下の比較のところを見ていただければと思います。

長等の給料で285万4,000円の減となっております。長等の給料の減額につきましては、財政再建計画を踏まえ、3月会議におきまして町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正したことに伴う減額となっております。



続いて、議員の欄で報酬461万3,000円、期末手当で212万5,000円、共済費で139万1,000円、合計で812万9,000円の減額につきましては、さきに欠員となられました議員の1名の減、並びに、本年の3月におきまして議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、また、人事院勧告等を踏まえ、議員の皆様の報酬等を減ずるものでございます。

次に、51ページ、一般職（1）総括でございます。

ここでは正職員と会計年度を合わせたものとなっておりますので、次のページ、52ページ、53ページで説明させていただきます。

まず、アの会計年度任用職員以外の職員、正職員に関するものでございますが、町長の提案理由にありましたが、内容といたしましては4月の人事異動に伴うものでございます。比較の欄でございますが、職員数で4名の減となっておりますが、当初予定しておりました職員採用で2名が減となったほか、会計間の異動により減となったものでございます。これに伴いまして、給料で846万4,000円の減、職員手当で353万9,000円の減、共済費におきましても398万3,000円の減となるものでございます。こちらも4月の人事異動後の年間見込額と当初予算との差によりそれぞれ増減を行うものでございます。

次のページ、イの会計年度任用職員に係るものでございます。比較の欄で職員数1名の減となっておりますが、交通安全指導員におきます退職に伴いまして今回減員となったものでございます。また、4月の人事異動後の年間見込額と当初予算との差によりそれぞれ増減をお願いするものでございます。これに伴い、給与費の中の報酬で139万5,000円の増額、給料で209万4,000円の減、職員手当で29万1,000円の増、共済費で50万5,000円の増となるものでございます。

一番下の表（2）の給与費明細に含まれない人件費の中でありますその他退職手当負担金で95万円の減額につきましては、正職員の人事異動に伴いまして80万2,000円の減額、会計年度任用職員に係る人事異動の伴うもので14万8,000円の減となるものでございます。合わせて95万円の減となるものでございます。

また、児童手当におきましては、正職員の人事異動で18万円の増となるものでございます。

54ページ以降につきましては明細となりますので、参照をお願いいたします。

4ページにお戻り願います。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、第2表債務負担行為の追加になります。

住基などのシステムをマイナンバーにひも付けるための中間サーバーコネクタ機器賃借料といたしまして、令和5年度から7年度まで、限度額935万4,000円の債務負担行為を追加するものでございます。

第3表地方債の補正になります。

○議長（後藤洋一君） 課長、もう少しゆっくりやって。お願いします。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） すみません。

第3表地方債の補正になります。

1. 地方債の変更として、圃場整備のハード事業を対象としている農業生産基盤事業について290万円の減額、同じく圃場整備のソフト及びハード事業を対象といたしました一般補助施設整備等事業について650万円を増額しようとするものでございます。

続きまして、歳入になります。

8 ページ、9 ページをお開きください。

○**農林振興課長（三浦靖幸君）** 14款2項3目1節①ほ場整備事業負担金7万2,000円の減額につきましては、浦谷町が過疎地域指定に伴い、国・県負担金の変更に伴い鹿飼沼地区、出来川左岸上流地区の大崎市美里町分の負担金を減額するものです。

終わります。

○**町民生活課長（今野優子君）** 15款1項3目1節③墓地永代使用料28万5,000円の増額でございますが、町営吉住共葬墓地の使用許可申請があり、その永代使用料1区画分になります。歳出でご説明いたしますが、1区画返還申出がございましたので、この申請を受付しました。現在空き区画はありません。

終わります。

○**健康課長（木村 治君）** 16款1項2目1節①新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金842万5,000円の増額につきましては、先日の議会全員協議会において説明させていただきましたが、ワクチンの4回目接種に係る医師、看護師等に支払う接種費用の今後の見込みとして増額を行うものでございます。対象者につきましては、3回目のワクチン接種から5か月が経過した方で、60歳以上の方及び18歳以上で国で示した基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方になります。対象人数につきましては約7,100人を予定しているところでございます。

以上です。

○**企画財政課参事兼課長（大崎俊一君）** 2項1目1節⑱新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,366万円の増につきましては、充当事業につきましては議会資料5ページをご参照ください。こちらに記載させていただいております。

事業の内容につきましては、歳出でそれぞれ担当課から説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

○**総務課参事兼課長（高橋 貢君）** ⑳デジタル田園都市国家構想推進交付金1,626万円の増額でございますが、今回、デジタル推進を図って地方活性化を図るといたします国のデジタル田園都市国家構想推進に伴う補助金でございます。補助率は対象経費の2分の1でございます。内容におきましては、歳出におきまして説明させていただきます。

終わります。

○**福祉課子育て支援室長（佐藤明美君）** 2目民生費国庫補助金6節⑥子ども・子育て支援交付金178万2,000円の増額及び⑦保育対策総合支援事業費補助金75万円の増額につきましては、歳出でご説明いたしますコロナ感染症予防対策事業に係る補助金になります。

⑧保育所等整備交付金1億1,301万7,000円の増額、⑨認定こども園施設整備交付金4,353万5,000円につきましては、民間事業者が行う認定こども園整備に対する国庫負担分でございます。それぞれ対象経費の2分の1となります。

⑩子育てのための施設等利用給付交付金21万円の増額につきましては、歳出の子育てのための施設等利用給付費に対する国2分の1の負担分でございます。

次のページ、10ページ、11ページをお開きください。

12節①新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業費交付金1,000万円の増額、次の②新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事務費交付金242万2,000円の増額につきましては、歳出の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費に係るもので、補助率は10分の10でございます。事業の詳細につきましては歳出でご説明いたします。

終わります。

○福祉課長（鈴木久美子君） 13節③住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業費補助金4,500万円、④住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事務費補助金205万4,000円の増額でございますが、歳出でご説明いたします住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業に係る国庫補助金でございます。詳しくは歳出でご説明いたします。

終わります。

○健康課長（木村 治君） 3目1節⑬新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金430万円の増額につきましては、歳出4款感染症対策経費と連動いたしますが、4回目接種の体制確保に係る必要経費分として国庫補助金10分の10を計上するものでございます。

以上です。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） 7目教育費国庫補助金1節④学校設備整備費補助金53万6,000円の増額につきましては、令和4年度理科教育設備整備等補助金の交付内定を受けましたことから増額するもので、小中学校の実験用備品購入等に対する補助金で、補助率は2分の1となっております。詳細につきましては歳出でご説明いたします。

次の⑥学校保健特別対策事業費補助金225万円の増額につきましては、小中学校の新型コロナウイルス対策用消耗品の購入等に対する補助金で、補助率は2分の1となっております。こちらも詳細につきましては歳出でご説明いたします。

終わります。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） 続いて、5節社会教育費補助金①文化財保存活用計画作成事業費補助金21万7,000円の増額ですが、歳出で説明いたします文化財保護経費に対する補助金で、補助率は対象経費の10分の10、上限金額の超過分は一般財源となるものでございます。

以上です。

○まちづくり推進課長（熱海 潤君） 17款2項1目1節⑦移住支援事業補助金45万円の増額につきましては、歳出でも説明いたしますが、当初1世帯分100万円の4分の3、75万円の計上をしておりましたが、4月から18歳未満の世帯員1人につき30万円加算されることから、2名分を想定し60万円の4分の3、45万円を増額しようとするものです。補助率の内訳は国2分の1、県4分の1、町2分の1となります。

終わります。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 2目民生費県補助金4節⑳子ども・子育て支援交付金178万2,000円の増額は、歳出でご説明いたしますコロナ感染症予防対策事業に係る補助金になります。

㉒子育てのための施設等利用給付交付金につきましては、歳出の子育てのための施設等利用給付費に対する県4分の1の負担分でございます。

終わります。

○**農林振興課長（三浦靖幸君）** 4目農林水産業費県補助金1節⑩農業経営高度化支援事業補助金13万8,000円の減額ですが、過疎地域指定に伴い、負担率の変更により4つの圃場整備地区の県補助金を減額するものです。

⑫農業災害対策資金利子補給事業費補助金7万8,000円の増額ですが、令和3年度にコロナ関連事業の資金繰り助成のため実施しておりました事業につきまして、令和4年度においても宮城県と当町、JAにおいて事業を実施することとなったことから、融資1件1,000万円を見込み計上するものでございます。

⑭みやぎの水田農業改革支援事業補助金につきましては、当初4経営体を予定しておりましたが、3経営体について、別の有意な事業へのくみ替えによりこの事業の取下げをしたことから273万6,000円を減額するものでございます。

⑮強い農業・担い手づくり総合支援交付金465万円の増額ですが、機械導入のため現在県へ申請しており、5経営体分を計上するものでございます。

終わります。

○**農業委員会事務局長（菊池 茂君）** ⑳農業委員会情報収集等業務効率化支援事業補助金21万7,000円の増額につきましては、遊休農地の利用調査の効率的な実施等のためのタブレット導入についての補助金で、農地利用最適化推進委員2人に1台の割合での導入で、補助率は10分の10でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

終わります。

○**教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君）** 8目教育費県補助金1節⑤みやぎ子どもの心のケア運営支援事業補助金63万8,000円の減額につきましては、補助金の交付決定によりまして、今年度、わくや心のケアハウス運営経費のうち、人件費の8割相当額の補助金額となりましたことから減額するものでございます。

⑥切れ目ない支援体制整備充実事業補助金1万4,000円の増額につきましては、こちらも交付決定によりまして増額いたすもので、就学支援審議会委員等の報酬に充てるものでございます。

終わります。

○**生涯学習課長（阿部雅裕君）** 続いて、3節社会教育費補助金⑩体力・運動能力調査事業補助金6,000円の増額ですが、これまで2年に一度行っていたものが、今年度から毎年行うこととなったことから予算計上するものです。

終わります。

○**教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君）** 8節③教育支援体制整備事業費交付金400万円の増額でございますが、新型コロナウイルス感染症対策及び幼稚園のICT化支援に係る募集があり、交付される見込みとなりましたことから今回計上するものでございます。詳細につきましては歳出でご説明いたします。

終わります。

○**企画財政課参事兼課長（大崎俊一君）** 18款財産収入2項1目1節①土地売却収入3,327万2,000円の増につきましては、社会福祉協議会及び遊創の森に土地を売却した代金となります。

20款繰入金2項1目①財政調整基金繰入金1,161万2,000円の増は、財源の調整を行うものでございます。本補正後の基金残高は10億4,963万2,000円になります。

3目①ふるさと涌谷創生基金繰入金7,827万6,000円の増は、遊創の森への建設費補助金のうち、一般財源負担分の財源といたすものでございます。本補正後の基金残高は4億9,087万1,000円になります。

終わります。

○農林振興課長（三浦靖幸君） 6目農業振興奨励基金繰入金1節①農業振興奨励基金繰入金ですが、今回、安部卓爾記念奨励賞に推薦を予定しており、10万円を計上するものでございます。

21目新型コロナウイルス感染症対策稲作経営継続支援基金繰入金ですが1万9,000円の増額です。農業災害対策資金1件分1,000万円分の町負担分の利子額を繰入れするものでございます。

終わります。

○町民医療福祉副センター長兼参事兼国民健康保険病院総務管理課長（木村智香子君） 次のページをお開きください。

22款3項3目2節①看護師等奨学資金貸付金返還金72万円の増額につきましては、貸与終了者の償還を受けたものです。

終わります。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 5項5目1節①派遣職員給与費負担金555万2,000円の増額につきましては、県内全市町村で設置しております特別地方公共団体であります後期高齢者医療広域連合に当町より職員を派遣しておりますが、この後期高齢者医療広域連合から運営費の中から派遣元の市町村へ人件費相当分が負担金として交付されることから、今回見込みにて計上するものでございます。

終わります。

○まちづくり推進課長（熱海 潤君） ⑮中小企業振興資金貸付保証料補給補助金返戻金52万8,000円の増額につきましては、令和3年度下期分の返戻金確定による増額となります。

終わります。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） ⑯使用済み紙おむつ処理費徴収金9万6,000円の減額につきましては、令和2年度、3年度と同様に、保護者負担を求めずに国の補助金を活用して実施するため減額いたすものです。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） ⑰町村地域活性化促進等助成金100万円の増は、今年度新たに宮城県町村会より100万円を上限として地方創生、地域経済の活性化に資する事業の経費に助成されるもので、今回商工費の招致イベント事業などに充当するものでございます。

終わります。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 3節⑳子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金60万円の増額につきましては、1世帯当たり10万円の給付を行いました令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業に係るもので、給付金の支払いが4月1日以降になった分について交付されるものです。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 23款町債につきましては、地方債で説明いたしましたので省略させていただきます。

それでは、歳出になります。

○議長（後藤洋一君） 休憩します。再開は1時といたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

初めに、まちづくり推進課長から発言の訂正の申出がございましたので、これを許可いたします。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（熱海 潤君） 申し訳ございません。さきほどの説明で誤りがございましたので訂正させていただきます。

10ページ、11ページの17款2項1目1節の移住支援事業補助金の際の説明で、補助率の説明で、私、国2分の1、県4分の1、町2分の1と申し上げました。正しくは、町は4分の1でございます。訂正しおわびいたします。申し訳ございませんでした。

○議長（後藤洋一君） 歳出に入ります。

○議会事務局長（荒木達也君） それでは、午前に引き続き一般会計補正予算の説明をいたします。

16ページ、17ページをお開きください。

歳出に入ります。

1款議会費1項1目細目2議会管理運営経費の812万9,000円の減額の内訳につきましては、3月会議で議決いたしました議員報酬の5%削減及び現在議員が1名欠員していることにより、1報酬①議員報酬を461万3,000円減額するものでございます。3職員手当⑩期末手当につきましては人事院勧告に伴う昨年末の賞与、今回の6月賞与の調整額及び報酬減額の影響分として212万5,000円を減額、4共済費①議員共済組合負担金につきましては報酬と期末手当の減額により負担金を139万1,000円減額するものです。

終わります。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 2款1項1目細目2一般管理経費、次のページをご覧ください。一般管理経費3万8,000円のうち、11節役務費、非常勤公務災害補償保険料につきましては、会計年度任用職員等に係ります非常勤公務災害補償保険料でございますが、今回確定に伴いまして不足分が生じたので予算措置をするものでございます。

以上です。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 4目1管財一般経費10節⑥修繕料15万4,000円の増は、世代館のつり戸の不具合により修繕を行うものです。

27節①繰出金1,869万4,000円の増は、涌谷町社会福祉協議会に売り払ったうち、土地開発基金に保有する簿価額と同額を繰り出すものでございます。

5目1企画調整費18節③その他負担金3万6,000円の増は、4月1日に過疎の指定を受けたことにより全国過疎地域連盟に加入することによる負担金となります。

終わります。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 細目 4 情報化推進経費3,349万2,000円の増額でございます。

こちらは定例会資料の 6 ページご覧ください。

涌谷町庁舎等公衆W i - F i 及び無線L A N環境構築事業についてでございます。

今回、歳入でさきほど説明申し上げましたデジタル田園都市国家構想に基づく交付金を活用いたしました涌谷町庁舎等公衆W i - F i 及び無線L A N環境構築事業を行うものでございます。

国におきましては、現在デジタル庁の創設を始めまして、デジタル技術の推進を通じまして地域の個性を生かしながら地方が抱える人口減少、高齢化、産業空洞化など、様々な問題を解決いたしまして、地方を活性化し、持続可能な社会をつくるとしてデジタル田園都市国家構想を掲げまして、国におきましては、令和 3 年度の補正予算にて予算措置されまして、今回、涌谷町におきましては手を挙げまして、デジタル田園都市国家構想交付金の令和 4 年度で受けることとして予算措置をするものでございます。

内容でございます。

事業内容でございますが、今回スマートフォン、タブレットなど、現在利用が浸透している状況におきまして、町民向けの公衆W i - F i を整備し、町民向けのデジタルサービスを推進するものでございます。また、こちらを利用して庁舎内に設置することから、職員におきましては業務パソコン等の利用を推進するという形で進めるものでございます。

本事業の整備箇所でございますが、役場庁舎、本庁舎、西庁舎、北庁舎を想定しております。西庁舎におきましては第 1 会議室と第 2 会議室なども含めまして、また、この議場あるいは委員会室、議員控室についても想定するものでございます。また、町民医療福祉センターにおきましては健康課、福祉課の事務室のほか、研修ホール、集団検診室にW i - F i 整備を行うものでございます。涌谷公民館におきましては、もう既に地方創生交付金を使いまして公衆W i - F i が整備されているというところでございます。

費用の見込みでございます。

歳入でございますが、デジタル田園都市国家構想交付金が10分の 5、事業費の半分が交付されるところでございます。また、その補助の裏におきましては、5 ページにございます新型コロナウイルス感染症対策の地方創生交付金、こちらのほうを使いまして、それぞれ 2 番目、3 番目に記載されておりますが、国庫補助の採択分として10分の 4、地方単独事業分として10分の 1、結果、全額国費で整備を行おうとするものでございます。

予算の内容でございますが、令和 4 年度をご覧ください。

令和 4 年度、今回W i - F i 整備に係る構築の委託料について3,252万円を予定しているものでございます。保守につきましては、3 年間につきましては予算が発生いたしますので対応するところでございます。その後、令和 7 年から令和 9 年までは年間60万円、令和10年から12年までにおきましては、ハード機器等の保守が切れる関係もございまして236万2,250円を見込むものでございます。また、今回W i - F i を使うことによって統一します回線使用料として年額 6 万7,320円が毎年見込まれるものでございます。また、P C用のアンテナとして、パソコン用のアンテナといたしましてW i - F i を利用することから、現在職員が使っておりますパソコンにW i - F i 機能がございませんので、それを受けるためのアンテナを設置するものでございます。135台分、4,400円ということで59万4,000円を見込むものでございます。

今回導入することに伴いまして、導入効果でございますが、国のほうが進めております田園都市国家構想のありますように、来庁時やサークル等で町民の方がインターネットを利用できるようにしやすくすることでございます。また、各窓口でタブレット等により申請補助が導入を検討できるというところでございます。また、職員用ネットワーク等の機器更改が容易にできまして、今後も更改が容易に行えると。また、職員は許可された端末のみ使用可能となりますので、セキュリティーのより一層の効果も図れると見込んでおります。

予算書19ページにお戻りください。

各予算の細部の説明をさせていただきます。

10節需要費、消耗品59万円でございますが、こちらにつきましては職員使用の既存パソコンに対しますWi-Fi用のアンテナを整備するものでございます。⑥修繕料5万3,000円につきましては、現在職員が使用しておりますパソコンのディスプレイに一部不具合が生じておりましたことから修繕を行うものでございます。

11節役務費、通信運搬費12万8,000円につきましては、ただいまご説明申し上げました涌谷町庁舎等の公衆Wi-Fiに係りますWi-Fiの使用料と、また、この中にはマイナンバーに係ります事務事業推進のためのWi-Fiルーターも含まれております。②手数料4,000円につきましては、その契約に係る手数料となっております。

12節委託料3,252万円につきましては、今回の庁舎等公衆Wi-Fiに係ります事業の委託料となっております。

17節備品購入費、マイナポータル用のパソコン購入費につきましては、今回マイナンバー制度の業務推進を処理するためのパソコンの購入を図るものでございます。

以上で終わります。

○まちづくり推進課長（熱海 潤君） 10目細目2、18節④補助交付金、わくや移住支援事業補助金60万円の増額につきましては、さきほど訂正させていただきました項目になりますけれども、当初100万円予算要求しておりましたが、歳入でも申し上げましたが、4月から18歳以下の世帯に30万円加算されることから、2名分を想定し60万円の増額をお願いするものでございます。

終わります。

○税務課長（紺野 哲君） 2項2目細目1賦課事務経費12の①委託料、軽自動車税基幹税務システム改修業務委託料420万円につきましては、政府が進める行政手続のデジタル化の一環としまして、基幹税務システムの軽自動車税関連部分を改修するものでございます。システム改修によりまして、軽自動車の新規登録や車検時の納税確認などをオンライン化し、手続の円滑化、デジタル化を促進するものでございます。

終わります。

○福祉課長（鈴木久美子君） 22、23ページをお開きください。

3款民生費1項1目細目2社会福祉事務経費225万円と次の細目7非課税世帯等臨時特別給付金給付経費4,705万4,000円の増額につきましては、資料でご説明いたしたいので、資料の7ページをお開き願います。

まず、I.住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業でございます。こちらは国の事業となります。

1.目的として、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活や暮らしの支援を受けられるよう、令和4年度の住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円の現金を給付するものです。



2. 支給対象者等でございます。

①の支給対象者は、基準日となる令和4年6月1日において世帯全員の令和4年分の住民税均等割が非課税である世帯となります。ただし、既に令和3年分で給付を受けた世帯については支給対象外となります。申請は必要としないプッシュ型の給付とし、住民税非課税世帯に対し7月中旬に支給案内と確認書を送付し、確認書を郵送で受付後、支給手続に入りますが、第1回目の支給は8月中旬を予定しております。

次に、②の支給対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年4月1日以降の収入が減少し、住民税非課税相当となった世帯、いわゆる家計急変世帯と称します。こちらは申請が必要となり、7月1日から福祉課窓口で受付を開始する予定でございます。広報、ホームページや窓口へのチラシ設置、関係機関へ周知等、受給資格がある方に給付金が行き届くよう、広くお知らせしてまいります。

3の提出期限でございますが、プッシュ型の確認書は確認書の発行日から3か月以内、申請型の申請書は令和4年9月30日となり、いずれの場合の本給付金の支給決定は令和4年12月末までとなります。

支給額につきましては、1世帯当たり10万円です。

続きまして、ページ右側をご覧ください。

IIの住民税非課税世帯等燃料費等助成事業でございます。こちらは涌谷町独自の事業となります。

1. 目的として、コロナ禍において長引く原油高騰等による影響が特に大きい生活困窮者への支援として、住民税非課税世帯等に対し燃料費等の購入費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、生活の安定と福祉の増進を図るものです。

2の支給対象者等と3の提出期限につきましては、さきほどの非課税世帯への臨時特別給付金と同様に行うものです。

4の支給額でございますが、1世帯当たり5,000円といたします。

それでは、予算書22、23ページへお戻りください。

細目2社会福祉事務経費19節扶助費、非課税世帯等燃料費等助成金225万円につきましては、1世帯当たり5,000円の助成を非課税世帯分で400世帯分、家計急変世帯分で50世帯、合わせて450世帯分を見込み、財源は地方創生臨時交付金を充てるものです。

7節非課税世帯等臨時特別給付金給付経費4,705万4,000円につきましては、会計年度任用職員に係る経費や封筒、郵送料、給付金システム委託料等の事務経費を計上いたすものです。

また、19節扶助費といたしまして、1世帯当たり10万円の支給を非課税世帯分で400世帯、家計急変世帯分で50世帯、合わせて450世帯を見込んでおり、財源は全額国庫補助金となります。

なお、現在までの令和3年度非課税世帯等臨時特別給付金の支給済世帯数でございますが、非課税世帯分で1,404世帯、家計急変世帯分で5世帯、合計1,409世帯、総支給済額は1億4,090万円となっております。支援を必要とする困窮世帯へ速やかに給付金が届くよう制度の周知に努め、事業を進めてまいります。

終わります。

○健康課長（木村 治君） 続いて、24ページ、25ページお聞き願います。

3目細目5介護保険対策経費27節①繰出金42万1,000円の減額ですが、内訳として、介護保険事務費繰出金134万1,000円の増額は、会計年度任用職員に係る人件費の変更により増額するものでございます。次に、介護保険

その他地域支援事業繰出金176万2,000円の減額については、後期高齢者医療広域連合からの委託事業を実施するに当たり、事業経費に係る事業実施期間3か月分の人件費について介護保険の特別会計との会計間調整により減額するものでございます。なお、この委託事業につきましては10分の10の補助事業で実施するものでございます。

以上です。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 2項児童福祉費1目細目7子育て支援経費10節、消耗品費30万円の増額につきましては、コロナ感染症予防対策に係る消耗品費を計上いたすものです。

なお、他の科目にも関連予算がございます。会議資料でまとめてご説明いたしますので、恐れ入りますが、会議資料8ページをお開きください。

表の上段から、担当課、事業名、予算科目名を記載しております。こちらに記載してあります予算科目の需要費につきましては、全てコロナ感染症予防対策に係る消耗品費となっております。

財源に子ども・子育て支援交付金3分の2、3分の1に新型コロナウイルス感染症地方創生交付金を充てるものです。

また、民間保育所及びさくらんぼこども園での保育事業に対しては、財源に保育対策総合支援事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金、それぞれ2分の1ずつを充てるものでございます。

予算書25ページの18節補助交付金につきましても会議資料でご説明いたしますので、引き続き資料9ページ、左側のほうをご覧ください。

認定こども園整備補助金となります。

18節補助交付金④保育所等整備交付金並びに認定こども園施設整備交付金につきましてご説明いたします。

認定こども園整備につきましては二つの交付金を活用いたします。

1つは、保育所等整備交付金でございます。認定こども園のうち保育所の定員部分に係る経費が対象となります。国2分の1、町4分の1の負担になります。保育所等整備交付金合計は1億6,952万6,000円でございます。

二つ目は、認定こども園施設整備交付金でございます。認定こども園のうち幼稚園の定員部分に係る経費が対象となります。国2分の1、町4分の1の負担となり、交付金合計は6,530万2,000円でございます。

総事業費見込み3億8,000万円のうち交付金以外の経費につきましては、全て事業者負担となるものです。

それでは、予算書25ページにお戻りください。

18節補助交付金2億3,482万8,000円の増額につきましては、ただいま資料でご説明いたしました民間事業者による認定こども園整備に対する国・町負担分を合わせた補助交付金となるものです。

19節扶助費42万円の増額につきましては、認可外保育所を利用する園児2名分に対する給付費でございます。

次の26、27ページをお開きください。

細目9子育て応援団事業費10節需要費30万円の増額、次の細目12感染症対策支援事業費18節補助交付金のうち感染症予防対策補助金225万円の増額につきましては、さきほど会議資料でご説明いたしましたコロナ感染症予防対策に係るものでございます。

次の幼稚園給食費等負担軽減補助金250万円の増額につきましては、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する保護者の負担軽減のため、幼稚園、保育所に在籍している園児の給食費2か月分、上限を1万円と

して補助するものです。支給については、9月に年間給食費が確定いたしますので、確認後、申請を受付し、振込をする予定です。250人分を見込んでおり、財源には新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金10分の10を充てるものです。

細目13子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費につきましては会議資料でご説明いたします。

会議資料9ページの右側をご覧ください。

目的は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うために支給されるものです。

対象者は、以下の表にありますとおり、対象児童を養育している①から⑤の条件に該当する方になります。対象児童が18歳までの子供及び令和4年4月1日から令和5年2月28日までに生まれた新生児です。

低所得の独り親世帯は県が実施主体となります。①につきましては6月24日支給する予定と伺っております。

②、③については町に申請をしていただき、支給要件に該当した方には県から直接支給されます。

その他の低所得の子育て世帯につきましては町が実施主体となります。今回の予算計上はこちらに関連する対象分となります。④については申請は必要ありません。該当者にはプッシュ型で町から直接振込をいたします。⑤については町で申請を受付し、該当者には町から支給を行うものです。

児童一人当たり5万円の支給となります。

なお、④の方への支給を7月下旬頃までに行いたいと考え、準備を進める予定でございます。

財源には、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業費交付金10分の10を充てるものです。

それでは、予算書26、27ページにお戻りください。

ただいまご説明いたしました子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費でございます。

1節報酬から8節旅費までは事務補助の会計年度任用職員に係る経費です。

10節需要費から11節役務費につきましては事務経費となります。

19節扶助費の1,000万円の増額につきましては、給付金、児童一人当たり5万円、200人分を見込んだものとなります。

細目14子育て世帯臨時特別支援事業費22節償還金175万8,000円の増額は、令和3年度に実施した子育て世帯臨時特別支援事業費について実績により返還するものです。

5目児童福祉施設費細目3放課後児童クラブ感染症対策経費10節需要費120万円の増額につきましては、会議資料でご説明いたしましたコロナ感染症予防対策に係るものでございます。

6目保育所費、次の28、29ページをお開きください。細目3こども園経費11節役務費、手数料4万1,000円の減額及び13節使用料12万5,000円の減額につきましては、さくらんぼこども園で使用している栄養管理計算システムの契約差金を減額するものです。

細目4感染症対策経費10節需要費100万円の増額につきましては、会議資料でご説明いたしましたさくらんぼこども園でのコロナ感染症予防対策に係るものでございます。

終わります。

○健康課長（木村 治君） それでは、30ページ、31ページお開き願います。

4款1項1目細目3母子保険事業費10節②消耗品費90万円の増額につきましては、歳出3款民生費において福祉課で説明されました子育てに係るコロナウイルス感染症予防事業と同様になりますが、健康課で実施しております利用者支援事業及び新生児全戸訪問事業の各事業における感染症対策予防消耗品として、消毒、除菌液等を購入するものでございます。財源につきましては子ども・子育て支援交付金が3分の2、地方創生臨時交付金が3分の1を充てるものでございます。

次、2目細目3感染症対策経費1,272万5,000円の増額につきましては、コロナウイルスワクチンの4回目接種に係る必要経費についてお願いするものでございます。

内訳になりますが、3節⑥時間外手当100万円の増額につきましては、集団接種の回数増などに伴い、職員の時間外について今後の見込みにより増額するものでございます。

7節①報償金421万3,000円の増額につきましては、集団接種に係る医師及び看護師等の謝礼について増額するものでございます。

10節需要費③燃料費70万円の減額及び⑤の光熱水費70万円の増額につきましては、接種会場の燃料費及び電気代等の今後の見込みにより増減するものでございます。

12節①委託料971万2,000円の増額ですが、内訳として、新型コロナウイルスワクチン予防接種業務委託料421万2,000円の増額については、町内医療機関で実施する個別接種の委託料を計上しております。人材派遣等委託料400万円の増額については、集団接種の一部業務について民間委託しているため、今後の見込みにより増額するものでございます。健康管理システム改修業務委託料150万円の増額については、4回目接種に伴うシステム改修費になります。

13節①使用料及び賃借料220万円の減額につきましては、予約システム使用料として当初予算で計上していましたが、今回コールセンター等業務委託料に含まれることになったため今回減額するものでございます。

以上です。

○町民生活課長（今野優子君） 3目細目4町営吉住共葬墓地管理経費22節①償還金24万円の増額でございますが、吉住共葬墓地の永代使用料の返還金になります。昭和57年に墓地使用の許可を得ていた方から、今後墓地を使用する見込みがないという理由で墓地の返還申出がありました。現地を確認したところ、墓地の使用の形跡がなく、涌谷町営共葬墓地条例第7条第2項ただし書により、永代使用料を返還いたすため償還金の増額をお願いするものです。

終わります。

○農業委員会事務局長（菊池 茂君） 6款1項1目細目2、11節①通信運搬費7万7,000円の増額ですが、導入を予定するタブレットの通信費をお願いするものです。財源は農地利用最適化交付金を活用するものです。

32ページ、33ページをお開きください。

13節①使用料及び賃借料3万3,000円の増額ですが、導入を予定するタブレットの端末管理ソフト利用料をお願いするものです。財源は農地利用最適化交付金を活用するものです。

17節①備品購入費21万7,000円の増額ですが、タブレット端末7台の導入についての経費をお願いするものです。歳入において説明しました農業委員会情報収集等業務管理効率化支援事業補助金を活用するものです。

終わります。

○農林振興課長（三浦靖幸君） 3目細目1 農業振興対策経費7節細節1 報償金、農業振興奨励金ですが、安部卓爾記念奨励賞に推薦を予定しており、その分として10万円を計上するものでございます。

18節細節4、農業災害対策資金利子補給補助金9万7,000円の増額ですが、1件1,000万円分を見込み、県補助金から基金へ繰入れし補助するため計上するものでございます。

細目2、24節細節1、新型コロナウイルス感染症対策稲作経営継続支援基金積立金ですが、今の農業災害対策資金利子補給の1件1,000万円分の涌谷町の負担利子分9年分7万4,000円を見込み、新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生交付金を活用し積立てするものでございます。

4目細目1 畜産振興事業費18節細節4、家畜飼料高騰対策支援事業補助金1,800万円の増額ですが、新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生交付金を活用し飼料高騰対策をするものでございます。

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢、円安からの原油高等から生産や輸送に係る様々な経費が高騰している影響により、配合飼料についても、ここ1年で2割、2年で3割程度の高騰傾向にあります。配合飼料価格安定制度により補填されている状況ではありますが、配合飼料の高騰は畜産農家への影響が大きいため、緊急的に支援をし、経営の安定化を図るものでございます。

今回、畜産農家のうち、対象を、涌谷町に事業を有している酪農農家、肥育農家、養豚農家、採卵鶏農家とし、乳用牛、肥育牛1頭当たり5,000円、養豚1頭当たり4,000円、採卵鶏1羽当たり100円を上限として、対象事業者数等につきましては、乳用牛、肥育牛につきましては18経営体2,000頭、養豚につきましては3経営体1,500頭、採卵鶏につきましては2経営体2,000羽を見込んでおります。

34ページ、35ページをお開きください。

5目細目2 農地整備事業経費12節細節1、農業経営高度化支援事業委託料については、歳入でご説明いたしましたが、過疎地域の指定により、今年度、国の負担率が増加することとなったことから、総事業費の調整により4地区の圃場整備地区の委託料のそれぞれを調整し、総額45万2,000円を減額するものでございます。

18節細節1、県営ほ場整備事業負担金ですが、当初予算後に内示により4地区の圃場整備事業の負担金372万9,000円を増額するものでございます。今年度の事業につきましては、令和3年度補正額と合わせ実施することとしており、計画どおりの予算額の確保ができています。

細目3 農業用排水路整備事業費10節細節2 消耗品費ですが、ため池等の注意看板80枚を購入するため44万円を増額するものでございます。4月に栗原市築館地区の農業用ため池において、6歳男児が転落し死亡した痛ましい水難事故が発生しております。現在、涌谷町には約170か所のため池がございます。購入した看板につきましては、集落近隣や比較的近寄りやすい場所への注意看板を設置する予定でございます。また、ため池のほか用水路についても建設課及び教育総務課と相談しており、注意看板が必要な箇所を設置をする予定でございます。

17目細目1 水田農業構造改革対策事業経費18節細節4 補助交付金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金465万円の増額ですが、農業機械導入事業で5経営体が現在県に申請中であり、歳入同額を計上するものでございます。

1つ飛びまして、みやぎの水田農業改革支援事業補助金547万2,000円の減額ですが、歳入でご説明申し上げましたが、当初4経営体を予定しておりましたが、3経営体について、別の有意な事業へのくら替えによりこの

事業の取下げをしたことから減額するものでございます。

1つ戻りまして、作付転換営農継続支援事業補助金273万6,000円の増額ですが、町内のカントリーエレベーターで使用しているコンテナの配備、増設に補助するものでございます。令和3年度の麦、大豆収穫時には、コンテナ数の数が生産面積の増加に間に合わず、適期に収穫ができず品質低下が散見されたところでございます。今年度においても、米価下落対策のため、麦、大豆生産面積を大幅に増加している状況であります。そのため、収穫体制を円滑に進めるため、コンテナ100基に係る半額を助成するものでございます。財源につきましては新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生交付金とするものでございます。

続きまして、農産物原油価格高騰緊急支援事業補助金875万円の増額ですが、新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生交付金を活用し、原油高騰対策、原油高、燃料高騰対策として、当町の主力転作物である飼料用米の乾燥調整のためのカントリー利用料金への補助をするものでございます。現在の電気料金や燃油高騰の中、乾燥調整することは経営を圧迫することから、令和4年度カントリー利用料金、飼料用米1キログラム当たり16.5円に対し5円を助成するものでございます。令和4年度飼料用米生産面積366ヘクタールのうち250ヘクタールを見込み、1,750トン分を想定しております。また、対象者への支払いにつきましては、カントリー利用組合からの支給を想定しております。

終わります。

○まちづくり推進課長（熱海 潤君） 7款1項商工費になります。

36ページ、37ページをお開きください。

2目細目2企業誘致対策経費18節④補助交付金、企業立地奨励金につきましては、当初予算の説明の際も申し上げておりましたが、新規交付対象者が1件ございまして、固定資産税額が確定いたしましたことから、不足分となる163万8,000円を増額させていただこうとするものでございます。

3目細目1観光振興対策経費10節②消耗品費14万4,000円、細節④印刷製本費42万3,000円の増額につきましてはコロナの臨時交付金を活用させていただくものですが、消耗品につきましては、観光イベント用ののぼり旗、はっぴを作成し、積極的にイベント等に参加しPRしていきたいと考えております。印刷製本費につきましては、当初予算要求時には十分な在庫がありましたが、年明けから送付依頼や配架の依頼があり、コロナ禍でのPRに使用しましたことから、在庫が5月末現在で500部ほどとなっております。今後も送付依頼やイベントでの使用が見込まれることから3,000部の印刷を見込み予算計上させていただいております。よろしく願いいたします。

終わります。

○建設課長（小野伸二君） 8款土木費になります。

2項2目細目1道路維持補修事業費で355万4,000円の増額でございます。

12節①委託料では、砂押線の坂路部分におきまして、さきの3月の地震の影響によりまして石積み広がり、若干膨らみが生じてきている箇所がございます。その箇所につきまして、今後の復旧工法の検討をいたすために測量業務費用として27万2,000円をお願いするものでございます。

13節使用料及び賃借料22万2,000円ですが、路面の整正機械の借り上げ料としてお願いするものでございます。

14節①工事請負費306万円につきましては、さきの除雪作業でアスカーブを損傷してしまいましたので、そち

らの補修費用と、並びに、側溝の補修工事費用としてお願いするものでございます。

続きまして、38ページ、39ページをお開き願います。

3目細目1道路新設改良事業費で550万円をお願いするものでございます。

詳細につきましては会議資料の10ページをお開き願います。

今回測量設計業務を行おうとする箇所は町道の馬場崎玄岡線で、ちょうど北沢排水機場の北側に位置するところでございます。道路部分が狹隘のため拡幅をするため測量設計業務を行おうとするものです。なお、測量設計の延長につきましては、記載どおり50メートルを予定しているものでございます。

それでは、予算書にお戻り願います。

12節委託料といたしまして、馬場崎玄岡線の測量設計業務委託料といたしまして550万円をお願いするものでございます。

終わります。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 9款1項5目細目2災害対策経費1,000円の増でございますが、こちらは防災連絡用に導入いたしましたIP無線機におきまして、当初、13節使用料及び賃借料にして予算を計上しておりましたが、今回のIP無線機が携帯電話の回線を使用する機器の特性を踏まえまして通信バケット代がかかることから、差額調整1,000を加えまして11節役務費、通信運搬費に科目を更正するものでございます。

終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） 10款教育費でございます。

次のページ、40ページ、41ページをお開き願います。

1項2目細目3奨学資金貸付事業経費22節償還金利子及び割引料①償還金で2万4,000円の増額でございますが、二重に納められた方1名への還付金につきまして計上するものでございます。

続いて、細目4スクールバス運行経費10節需要費⑥修繕料で61万7,000円の増額でございますが、町が所有しておりますスクールバス3台につきまして修理が必要でありますことから、修繕料についてお願いするものでございます。

続いて、細目9感染症対策経費10節需要費②消耗品費339万9,000円の増、次の17節備品購入費で10万1,000円の増額につきましては、学校保健特別対策事業費補助金並びに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、小中学校の新型コロナウイルス対策用消耗品、また、パーティションなどの感染対策用備品を購入しようとするものです。

18節負担金補助及び交付金で1,000万円の増額でございますが、5月2日付けで、国から、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策におきまして、学校給食費等の負担軽減など、子育て世帯への支援について対策を講じるよう依頼がありましたことから、涌谷町といたしまして、支援策として、町内在住の小中学校の全児童生徒一人当たり1万円を補助し、給食費や学校徴収金などの負担軽減を図ろうとするものでございます。財源につきましては、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものでございます。

続いて、細目11GIGAスクール経費11節役務費①通信運搬費で52万7,000円の増額でございますが、当初予算におきまして、算定誤りによりまして不足が生じますことから増額をお願いするものでございます。大変申し訳ございませんでした。

続いて、2項1目細目2小学校管理経費、次のページ、42ページ、43ページをお開き願います。⑥修繕料で49万5,000円の増額につきましては、月将館小学校の男子トイレの扉につきまして、不具合が生じておりますことから修繕するものでございます。

次の17節備品購入費で17万7,000円の増額につきましては、管理用備品として、涌谷第一小学校の公衆電話、それから月将館小学校のシュレッダーを購入しようとするものです。なお、涌谷第一小学校の公衆電話につきましては、現在NTTさんで設置しておりますが、撤去される見込みとなりましたことから新たに購入しようとするものでございます。

続きまして、2目細目1小学校振興経費11節役務費①通信運搬費で3万4,000円の増額につきましては、先ほど小学校管理経費でご説明いたしました涌谷第一小学校の公衆電話購入に伴い、利用サービス料を計上するものでございます。月額2,640円となっております。

続いて、17節備品購入費、教育用備品購入費10万5,000円の増額につきましては、国の理科教育設備整備費等補助金の交付内定に伴い、小学校の実験用備品等を購入するものでございます。

続いて、3項2目細目1中学校教育振興経費17節備品購入費38万9,000円の増額につきましては、小学校同様に、国の理科教育設備整備等補助金の交付内定に伴い、実験用備品を購入しようとするものでございます。

次のページ、44ページ、45ページをお開き願います。

4項1目細目2幼稚園管理経費17節備品購入費で437万8,000円の増額でございますが、国の教育支援体制整備事業費補助金において、幼稚園のICT環境の整備に関するメニューが追加されましたことから、幼稚園3園及びさくらんぼこども園にそれぞれタブレット2台ずつとWi-Fiの通信機器等を購入しようとするものでございます。なお、補助率につきましては4分の3で、国が4分の3、残りの4分の1につきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものでございます。

続きまして、細目6幼稚園感染症対策経費10節需要費②消耗品費で100万円の増額でございますが、国の教育支援体制整備事業費補助金を活用し、幼稚園及びさくらんぼこども園の新型コロナウイルス対策用消耗品を購入しようとするものです。なお、補助率につきましては、国が2分の1、残りの2分の1につきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものでございます。

続きまして、細目7預かり保育事業感染症対策経費10節需要費②消耗品費で90万円の増額でございますが、こちら、子育て支援室の資料のほうにもございましたが、国の子ども・子育て支援交付金を活用し、幼稚園3園の預かり保育用の新型コロナウイルス対策用消耗品を購入しようとするものです。国が3分の1、県が3分の1、町負担の3分の1につきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものでございます。

終わります。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） 46ページ、47ページをお開きください。

10款5項3目細目1文化財保護経費8節①費用弁償3,000円の減額及び②普通旅費7,000円の増額につきましては、文化財保護委員におきまして、1名公共交通機関を利用して会議に出席される委員がいらっしゃいますので、費用弁償を減額し、普通旅費に相当分を増額するものでございます。なお、この文化財保存活用地域計画策定委員会に係る費用につきましては、歳入で説明いたしました文化財保存活用計画作成事業費補助金を充当



することとなります。

次の6項1目細目2保健体育事務経費10節①食糧費6,000円の増額につきましては、歳入で説明いたしました体力・運動能力調査の際に提供する飲み物代として、歳入と同額を計上するものでございます。

続いて、18節④補助交付金、全国大会等出場補助金3万円の増額ですが、令和4年3月26日から31日にかけて大阪府で開催されました第28回日本リトルシニア全国選抜野球大会に1名出場されましたので、涌谷町全国大会等出場補助金交付要綱に基づき、保護者1名分の増額補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 11款災害復旧費5項、次のページ、48ページ、49ページになります。1目1その他公共施設・公用施設災害復旧費14節①工事請負費4,500万円の増は、天平の湯中央監視装置が3月の福島県沖地震により不具合が生じており、更新をしようとするものでございます。なお、財源として一般財源を充てておりますが、災害復旧費を申請し、認められれば組替えを行う予定となっております。

以上で令和4年度一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終了しました。

休憩します。再開は2時10分といたします。

休憩 午後1時57分

再開 午後2時10分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

福祉課長から発言の訂正の申出がございますので、これを許可いたします。福祉課長。

○福祉課長（鈴木久美子君） 令和4年の6月会議資料、先ほどご説明いたしました会議資料の7ページになります。先ほどご説明いたしました住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業の2の支給対象者②の家計急変世帯のところ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年4月1日以降の収入減少と申しましたが、資料のとおり、令和4年1月以降の収入が減少し、①の世帯と同様の事情とあると認められた世帯、つまり住民税非課税相当となった世帯が正しゅうございますので、大変失礼いたしました。

○議長（後藤洋一君） それでは、これより質疑に入ります。

なお、人件費全般についての質疑はここで行わず、各予算の款項において質疑を行いますので承願います。

4ページ、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に、歳入は一括質疑となりますが、23款町債につきましては省略いたします。

8ページ、14款分担金及び負担金から、15ページ、22款諸収入までについての質疑ございませんか。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 質問の前に、昨日の一般質問で、私、公有財産の財務規則の条項の引継ぎの条項が133条と話しましたがけれども、134条の間違いでしたので、この場を借りて訂正させていただきたいと思います。

○議長（後藤洋一君） はい。

○4番（佐々木敏雄君） それでは、ちょっと昨日の関連もございますけれども、ちょっと項目を5項目ほどお伺いします。

1つに、町民への説明ということで、町長は今年の11月頃という説明をされたわけですが、建物は予定でいくともう着工もして、もう児童を募集する時期でもあるわけですので、もっと早い時期にすべきだろうと思えますけれども、その辺のお考えをもう一度お伺いします。

それから……（「どことどこっていうの」と言う人あり）すみません。

○議長（後藤洋一君） いや、ちょっと私から言いますから。

○4番（佐々木敏雄君） そうですね。すみません。

○議長（後藤洋一君） もう少し黙っていて。私がやりますから。

○4番（佐々木敏雄君） 続きでね。

○議長（後藤洋一君） きちんとページと項目言ってください。

○4番（佐々木敏雄君） 12ページ、18款2項財産売払収入の部分でございます。

土地売払収入についてお伺いしますが、今の財産の処分することの説明について1点。

それから、国道346号線から富沢に入るあの道路、信号機から入る、現在通る道があって、園が建てばあそこが閉鎖なるという説明でしたけれども、あそこの、何ていうのかな、丘側といいますか、南側は側溝が入っております。結構大きい側溝が入っていますが、その側溝の南側まで、結局は側溝を園側に売り払うというような、この測量図では見えるわけですが、ちょっとそこを、そうなのかどうか。もし園側に入るのであれば、その側溝の処理はどのようにするのかお伺いします。

それから、財産……園が建って、それから、ある程度駐車場とか遊技場はオープンにいたします、自由に使うてほしいということになる説明があったわけですが、行政財産ですので、その辺はある程度使用料とかそういうものが必要なのかなと思いますが、そのようなことの打合せなり、考えはあるのか。

それから、所有権移転、もう売り払っているということですが、いつ頃を予定されているのか。

それからもう一点、別の候補地、何点か紹介したということで聴きましたけれども、一番よかったのが健康パークのところだろうと思えますけれども、別のところを、もし見直すのであれば可能性があるのかどうか、その辺お伺いします。

○議長（後藤洋一君） じゃあ、今五つ。よろしいですか。企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えいたします。

町民への説明ということで11月、昨日、11月ということで町長のほうから回答させていただきました。あと、この園の関係につきましては、何らかの形はお示しさせていただきたいなと思っております。

2点目の346、側溝があるところについて園側に入るのかということだったんですけれども、園側に入ります。それで、これにつきましては園と既に同意を得ておまして、そのまま使用し、何かあれば工事等、点検等に入れることにしております。

次の園が建って行政財産の使用についての協議についてなんです、これから協議に入ることになると思いません。

所有権移転の時期につきましては、契約のほうは交わしておりますけれども、まだ入金の方になっておりませんので、入金なり次第、所有権移転の手続を取るところです。

あと、最後に、別なところというところで、町有地に関しては3か所、当該地を含めて3か所提示させていただいております。1か所がスタジアムの脇のサブグラウンド、調整池になっている場所。もう一か所が、今回社会福祉協議会に売った場所となっております。なお、1か所については代替は利かないと。もう一か所については代替は可能ですが、貴事業所さんの意向に沿って今は検討しておりません。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） ちょっと、処分の説明はどういう形かということですが、何か全然具体性がないんですけれども、もうスケジュールは決まっているので、当然その工事に入る前とか、すぐにでもすべきと思うんですけれども、どうしてもスケジュールが取れないとかということであればアンケートとか、そういうものも方法としてはあるのかなとも思いますが、その辺のお考えを再度お聴きします。

それから、側溝ですよ。所有権移転、同意を得るとか、そういう問題ではないんじゃないのかな。これはもう永代になるので代替わりとかしちゃうと、非常にあそこも急斜であるので水の量も多いのでね、その辺はちょっと販売したというか、売ったということのほうがかえってまずいんじゃないのかなと思うわけですが、その辺も、できるのであれば、逆に側溝の内側にするとかしたほうが将来的には私はいいのかなと思うわけですが、再度その辺もお伺いします。

それから使用料、これから検討するんだということですが、当然私はすべきだと思いますけれども、そういうことになると本当にほかの人が使えなくなるということも出てきますので、その辺の使用料の徴収も一つ考えられますけれども、他の利用者のことも考えるといかがなものか。何かその辺はうやむやな感じもするわけで、もう使わせないならきちんと使わせない、売るならきちんと売る、そのほうが管理面も、昨日管理責任ということもちょっと出しましたけれども、そういうことを決めておいたほうがよろしいかと思います。

それから、所有権移転と別の候補地ということですが、ぜひ、私の要望としては、別の地に移って建てていただければありがたいと思いますけれども、再度そこもお伺いします。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） まず、1点目の町民への説明につきまして、時期につきましては上司と相談させていただきたいと思っております。

2点目の側溝につきましては、あそこの側溝は地下埋になっているんです。地下埋ですのでむき出しになっているわけではなく、ちょっと移転するかどうかという協議のほうもさせていただきましたけれども、そのまま、埋設になっているまま使いたいということもありましたので、協議してそのような形を取っております。

3点目、行政財産の使用の協議につきましては、やはりこれから様々な角度から協議させていただきたいと思っております。

4点目、5点目につきましては、事業者につきまして、当該事業者があそこに進出したいという理由、コンセプトから考えると、やはりあそこじゃなきゃ難しいのかな。丘を使いながら、丘というか、斜面を使いながらの保育と緑に囲まれた施設というのを目指しているということを考えれば、あそこしかないのかなというこ

とで考えております。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 町民への説明は相談されて、町長も入院等もあるようですので、直接的じゃなくとも、できるとすればアンケートぐらいなのかなと思いますので、ぜひこれも実施はお願いしたい。ただ、もしそのアンケートの取り方なんですけれども、賛成、反対とか、そういう感じのことは取っちゃうと、かなり事業とかも遅れる可能性もあると思いますので、その辺もどういう取り方するのか、今後の進め方あるいは建てる場所等も検討してから行うことがよろしいかと考えますけれども、再度その辺もお願いします。

それから、側溝の関係ですけれども、ちょっと私も分かりませんが、埋設型とかということであれば、なおさらのこと町の所有にしておくべきではないでしょうか。その辺、技術的なこともあるので、お分かりの方でも結構ですのでお答えいただきたいと思います。

それから、使用料については十分注意していただければと思いますが、4番目、5番目ですが、もう一度、ぜひ私としては当たっていただいて見直し。聞くところによると、何か町のほうから、ここがいいんじゃないかと言われたような節も聞くんですが、それは事実かどうかは分かりませんが、そういう、逆に町が使うことが主なのであって、民間の方がそこを使いやすくするというのは次の段階だと私は思うんです。使いやすくしてセットするということじゃなくて、行政財産です、昨日とあれですけれども、行政財産ですので、町側で使いやすいようにまずはすることが先決だと思うんですが、その辺もう一度お願いします。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 1点目の町民への説明等につきましては、アンケート等、どういう形でやるかも含めまして上司と相談させていただきます。

側溝については、現状、現在のものを使っての今後も利用していくという協議を既に終えております。不具合が生じるのであれば再度検討していきたいと思います。

行政財産の件。

あと、所有権の移転、別なところはどうなんだというところにつきましては、多分、事業者については、あそこを外したのであれば出ない可能性もあるということは申し添えさせていただきます。

○議長（後藤洋一君） ほかに。6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 同じ13ページの土地売却収入の件でお尋ねします。

今回、社会福祉協議会に売った土地は別にして、保育所用地として売却予定の箇所ですけれども、何で、あそこは売却でなくて賃貸契約でもよかったんじゃないかなと私は思うんです。なぜそういうことを申し上げるかという、今回の事業者、私はよく知りませんが、はっきり言って。よく知らない人に売って、仮に保育所の業者であっても民有地になる。民有地になったこの業者が、これから何年か先にもしかしたらその業者、経営が行き詰まるかもしれない。そのときにその民有地どうするかって、保育所やめてほかに転売するはずなんです。そうすると、そもそもの行政財産であったときの使用目的から大きく外れるところに転売されるおそれもある。ですから、賃貸契約だったらそれは防げるって、そういうことは考えなかったんですか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えいたします。

現在、今度というか、売り払いました事業者さんにつきましては、既に子どもの丘とって、世代館のほうで既に事業を行っております。ぜひ遊びに行っていたいただければと思います。

それで、経営が行き詰まった場合どうするんだということなんですが、当初から経営行き詰まるということは考えておりませんが、協議の中でその辺は、町に戻すのかどうかというところは協議していく予定です。

○議長（後藤洋一君） 6番。

○6番（稲葉 定君） 協議で済む話じゃないと思います。これは必ず契約しないと担保はできない。そのときに、もし課長もいない、私も当然いないと思う。恐らく来年、再来年のこと、そういったことは起きないから。だったら誰も責任取れないじゃないですか。契約書があればお互いの責任というか、責任もちゃんと追及はできるんだけど、そういったことではやっぱりずさんと言うほか、私は、言葉悪いかもわかんないけれども、そういう感じがします。どうでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えいたします。

ずさんというお言葉もいただきましたけれども、賃貸にしても上物建ってしまえば、当然経営が悪くなった場合、じゃあ誰がその建物を壊すんだという話にもなってくるかと思えます。どちらにしろ、今回については賃貸よりも売却ということ、町に入るお金等も考えて売却という選択肢を選んでおります。

○議長（後藤洋一君） 静かにしてください。6番。

○6番（稲葉 定君） 財政再建中ではあるんだけど、そういった1,000万、2,000万のお金入るか入らないかで保育所のことを考えては、私は大間違いのもとだと思います。やはり、もし、万が一のことと言っては申し訳ないんだけど、そういったことは恐らく想定内の、想定しなきゃいけないこと。人間社会において必ずそれはあるんだから、ここだけじゃなくて。だから、最悪のケースを想定してやるのがこういった地方公共団体のことなんじゃないでしょうか。民間に転売して、もう全く予想もできない、全くそぐわない施設とかになったらどうするんですか。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 転売になる、そういう事態になった場合を想定して、転売にならないように検討して、検討というか、事業者ともそういう条項をつけられないかどうかということを変更して検討してみたいと思います。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。9番。

○9番（杉浦謙一君） 同じく、土地売却収入について質疑をするんですけども、遊創の森に売却するものと、今回、社会福祉協議会に売却するものと二つあるわけですけども、社会福祉協議会の売却に、処分については一定の説明、先ほど議案39号で一定のあるんですけども、ちょっとお聴きしたいんですけども、今回二つの売却、財産処分するんですけども、その中で手続の問題、昨日もそんな話をして、ちょっと質問の中に入っていましたけれども、その手続というのは二つとも同じような、もちろん金額も違うし、場所も違うし、用途も違うということはあるんですけども、手続においては一定のどのような違いがあるのか、同じなのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えいたします。

面積、用途等違うところありますが、手続的には同じものということになります。

○議長（後藤洋一君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 同じように入札をするわけではなかったということだと思わすけれども、私、国土交通省の公有地売却に関する資料というのがありまして、基本的には公有地は、売却というのは共有の財産処分ということですので、一般競争入札によりできるだけ高い価格で売り払うという、そして成果を還元していくことが原則であるという、そういう原則があるんですけれども、まちづくりの観点での活用や政策的目的で公民連携による公共の福祉に関する利用が必要な土地については、条件をつけて総合的な観点で最も公共福祉に関する売却を行う必要があるというのが国土交通省の見解であります。ですから、1つは一般競争入札があつて、もう一つは条件付一般競争入札。そして、価格固定、計画評価による売却といろいろあるんですけれども、そういったメニューの中で、どういった経過でそういった二つの売却団体に、遊創の森と社会福祉協議会に売却するという話になったと思わすけれども、やはりどこかでは議論していると思わすけれども、この議論はどこで議論しているんでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えいたします。

この議論については、担当課と町長と含めて議論をさせていただいております。また、手続、入札方法につきましても、昨日の一般質問でもお答えしましたとおり、隣接で事業を既に行っているということから、随意契約ということで行わせていただいております。

○議長（後藤洋一君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） そういう点では、政策的に公民連携で必要な土地について条件をつけてやっているということですから、手続上は何の問題もないと、まあ、ここで見解するわけでない、質疑ですので、思わすけれども、そういった点では、やっぱりそれぞれの用途、目的があるわけですから、その点ではしっかりと、そういった情報をしっかりとすべきだと思わすけれども、その点ではいかがでしょう。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えいたします。

9番議員さんのお話の中にもありましたとおり、政策の中あるいは公民連携という観点から、今回売却を決定したものとなっております。

○議長（後藤洋一君） ほかに。5番佐々木みさ子さん。

○5番（佐々木みさ子君） 5番佐々木です。

やはり関連なんですけれども、この土地売払いなんですけれども、売払い収入なんですけれども、遊創の森に売った土地は、あそこは第2駐車場なんですけれども、あれ、ならすんですよね。ならして遊創の森では園舎を建てたり、庭園を造ったりするんだと思わすけれども、そうすると、第3駐車場の農園があるところ、農園を使っている人たちがあそこに車置いているんですよね、第3駐車場の、地下、何ていうんですか、下のほうに。今度道路を、今じゃなくて下に造って迂回するような感じで造るということをお話して、

説明のときお話ししていただきました。それで、今あるところの第2駐車場のところが遊創の森で購入する。そうすると、第3駐車場のほうには幾らか、何ていうんですか、ならしたときに全然行かないような形になるのか。今、駐車場にしているところを道路にした場合、危険性はないのかどうか。その辺というのは土地の測量をしてならしたときに、第3駐車場まで行かないのかどうか、それがちょっと。

あと、この間言ったように、あそこは結構車通りがあったり、病院に行ったりします。そういう人たちの説明というのはしてくださいと言ったんですけども、その辺というのはどう考えているか教えてください。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えいたします。

敷地につきましては第3駐車場には入りません。なので、整地した場合も第3駐車場には影響ないものと考えております。

あと、下使っている、農園なんか使っている方々の道路につきましては、今、道路細いですが、この前説明申し上げたとおり、拡幅、ある程度拡幅して、すれ違いできるような安全性を保つ計画となっております。

あと、富沢のほうから来られる人ですか、そちらにつきましては看板を立てたり、何らかの形で周知はさせていただきたいと思っています。

○議長（後藤洋一君） 5番佐々木みさ子さん。

○5番（佐々木みさ子君） 農園使っている、農場使っている方たちが、あの346から下りてくるんです。大半の人はあそこを通過して駐車します。そうした場合、道路を造った場合、迂回した道路を造った場合、あそこ坂なのでかなり危険性があると思うんです。そういう点というのは遊創の森の方たちとの話し合いをしていただかないと、何かあってからは大変だと思います。

それと、どっちかという、農園を使っている方は農場に向かって真っすぐにとめているんです。それでバックしたりして帰るとかしたときに、その道路になっている、今回道路になりますよね、そのときに危険性はないのかどうか。その辺というのはお考えかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えいたします。

第3駐車場については、現状どおり十分な広さがあるので、バック等については十分今までどおりできると思っております。なおさら、やはり安全に通行していただくためにも、事業者と協議し、うちのほうでもやらなきゃならないかもしれませんが、安全の対策、止まれとか何とかという対策は取りたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 5番佐々木みさ子さん。

○5番（佐々木みさ子君） じゃあ農場に入るときに、346からの勾配が急なところから入ってくる、あの辺もかなりの、何ていうんですか、道幅を取っていただかないと、結構農場を使っている方は結構年齢が高い方が多いように見受けられます。ですので、その辺の、何ていうんですか、第3駐車場の細くなっていますよね。その辺というのも考慮の上、遊創の森と町のほうで、きちんとした危険性がないような対策は絶対講じるべきだと思いますので、再三にわたってこのことはぜひ遊創の森さんとしっかりと話し合って、まして小さいお子さんがそのところに入りしたり、朝の忙しいお母さん方が送り迎えをされるわけですので、ぜひその辺というのは気をつけたり、交通安全とか、事故の起きないような工夫も、遊創の森さんとぜひ話し合って、あれを

煮詰めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 敷地内、まあ敷地内だけじゃなくて敷地外においてもですが、安全対策は十分取っていき、それにつきましては、町にしても、今度出る事業者につきましても、十分に協議させていただきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 課長、4番議員の方も、5番議員の方も言ったんですけども、使用料なり、駐車場については、きちんと説明した中で今後とも進めていただきたいと、このようなことをお願いします。

ほかにございませんか。2番

○2番（涌澤義和君） 今の質問に対する関連なんでございますが、先月の5月24日の全員協議会においても、また、昨日の8番議員、4番議員の通告による一般質問の答弁に対しても、町長、執行部からの答弁は、事業者の意向を丸のみしているように思います。そんなに簡単な事業ではないと思いますが、その辺の経過に対してもう一度説明をお願いします。

○議長（後藤洋一君） どういう、もう一度、もう少し具体的に話してくれませんか。

○2番（涌澤義和君） 計画に対して報告、そして6月1日に契約したまでの経過をもう少し。何か一般質問の答弁ですと、執行部からは5月11日だとか、17日だとか、今日になってから7日だとか、8日だとか、日にちだけが何か目標で言っているみたいで、肝要なところが全然説明になっていないように思われますので、その辺もう一度お願いします。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えいたします。

昨日の一般質問でも報告させていただきましたが、1月17日に、「じゅうななにち」ですね、事業者から正式な申出がございました。それで1月31日に町長を交えまして協議した結果、前向きに進んでいこうという話、決定をしております。その後、教育委員会であったり、各関係者に説明をしながら進めていき、3月20……すみません、3月下旬に測量を開始して、測量って……すみません、2月上旬に測量を開始し、3月下旬に筆界確定に向けた立会いを行っているところです。

今朝訂正いたしましたのは、庁議でいつ説明したかというところで、昨日、5月8日と言ったんですが、実際5月9日でしたという訂正をさせていただいたところです。

5月16日に分筆のほうを終了し、5月20日に行政財産から普通財産への所管換えを行い、6月1日に契約を行ったところでございます。

○議長（後藤洋一君） 2番。

○2番（涌澤義和君） この関連に関してだと思うんですが、今、子どもの丘保育園にやってもらっていますよね。これとのつながりでずっと今まで流れてきているのでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 子どもの丘保育園の事業拡張による今回のこども園の建設ということになります。

○議長（後藤洋一君） 2番涌澤君。



○2番（涌澤義和君） 今回の開設に当たる理事長さんですか、女性の方みたいですが、この方は子どもの丘保育園にも担当なさっておられる方でしょうか。

○議長（後藤洋一君） 3回目ですよ。3回目、よろしいですね。子育て支援室長。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） お答えいたします。

今、子どもの丘保育所を運営されている社会福祉法人遊創の森の理事長さんは、そのまま認定こども園の理事長さんになれる予定でございます。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 以上です。3回目。ほかにございませんか。1番。

○1番（黒澤 朗君） 1番黒澤でございます。

今回、認定こども園においてですけれども、遊創の森ということで町のほうから発表があったわけですけれども、この場所は、今回、天平の湯の敷地内の2段目の駐車場に、健康パークとの中間に建設されることのようにですけれども、そもそもこの場所は、当時の本間町長が健康と福祉の丘のまちづくり構想ということでつくり上げられてきた場所で、事業でございます。なぜこの場所に決定に至ったのか。先ほど課長のほうからの報告では、3か所を提案したということですが、なぜこの場所が、天平の湯の場所が候補地として入れたのか、その辺もお聴きしたいと思います。この場所は、町民の健康、体力増進を願いつくられた場所だと思いますけれども、その辺をお聴きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えいたします。

なぜ提示したかということなんですが、1つは、やはり健康と福祉の丘ということで、児童福祉、幼児保育福祉に対しての活用、全体で見れば理念として外れないだろうということ。

あと用地、その場所自体が低利用地であるということで、言い方悪いですが、使われないよりはやっぱり使っていただいたほうが活性化にはなるという観点から提示させていただいたものでございます。

○議長（後藤洋一君） 1番黒澤 朗君。

○1番（黒澤 朗君） 低利用地ということで、それは行政の怠慢でいろいろ使わなかったこともあるんだろうし、そういう中で、過去においてですけれども先輩議員とかいろんな方々が、道の駅ではないですが、そういう施設を造ってはどうかとか、あとスタジアムのパークゴルフ場をこっちに持ってきたらいいんじゃないかとか、いろんな要望、要請がありましたよね。そういうのをしなくても今回の事業は大切なのかなと思ってしまいました。

また、今回こういう重要な案件にもかかわらず、我々議会といたしましては通年議会でやっているわけです。そういう中で何の報告もないというのは、まあ5月末に報告ありましたけれども、そこまで何も報告ないというのは、その対応に対してはどう思いますか。所感をお聴きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） これまで利用に関しては、いろいろ提言、提案等あったことはお伺いしております。しかし、やはり財源とかの問題もあり、誰がやるのかという問題もあり、実現しなかったと聞いております。

今回こういう形で5月24日に報告したということにつきましては、やはり時期が遅かったということは痛感しております。大変申し訳ございませんでした。そのことに関しましては丁重に謝らせていただきます。

○議長（後藤洋一君） 1番黒澤 朗君。

○1番（黒澤 朗君） そういう、まあ、謝るぐらいだったらちゃんとやっていただきたいんですけども、ある意味、町有地の独占的使用になってしまうわけですね、その辺が。健康パークと温泉等の相互利用が担保されているのか、その辺もお聴きしたいと思います。

また、今後、今回あの場所に手をつけたら観光とか誘客の事業はできなくなるわけですね。その辺についても課長の所感をお聴きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えいたします。

今回、こども園の事業につきましては、事業計画内で、健康パークを使いながら園児を遊ばせるというのとはより、天平の湯の小劇場を使いながら保育もさせていただきたいということはお伺いしております。

あと何だっけ、もう一つ……（「誘客に関して」と言う人あり）はい、そうですね、すみません、失礼いたしました。誘客制限かけられるのではないかということなんです、第3駐車場については現状の形状を保ったままでございます。あそこを利用したイベントをやっていた分については影響ないものと考えております。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。副センター長。

○町民医療福祉副センター長兼参事兼国民健康保険病院総務管理課長（木村智香子君） ただいま健康と福祉の丘の理念に外れているのではないかとこのところについて、医療福祉センターのほうとしての見解を述べさせていただきます。

涌谷町健康と福祉の丘設置条例というものがございすけれども、議員の皆様、それから住民の皆様、職員の皆様の中でも、あそこ、昭和63年に健康と福祉の丘ということで設置したものでございます。私も63年からあそこに所属しておりますので思いがあります。

それで、今回コンセプトから外れているんじゃないかというところなんですけれども、当時といいますか、まず設置につきましては、先ほど来おっしゃっているとおり、町民の健康水準の向上、疾病等の治療、介護及び福祉の向上等を目的とし、町民生活の向上に資するため涌谷町健康と福祉の丘を設置するとなっております。その中に、涌谷町町民医療福祉センター、世代館、健康パーク、老人保健施設、高齢者複合施設がございます。その中の1つの健康パークでございます。

先ほど来、こども園というのが外れているのではないかとこのところなんですけれども、こちら、こども園というのは児童福祉施設でございますので、ここのセンターの理念が、子供、生まれる前から亡くなるまでというような全体の人生の中のいろいろな場面で、健康と福祉ということで関わっていかうとした施設でございます。なので、今回のこども園は理念から外れているというふうには思っておりません。

それから、世代館については既に保育所を運営しているということで、あそここの場所で子供たちが集い、遊び、そして高齢者と交流するという意味で、非常に健康と福祉の丘にとっていいことではないかと私どもは考えておりますので、そのあたりはご理解いただきたいというふうに思っております。

また、当初からプロセスが悪かったということをご指摘いただいております。これにつきましては、私も昨年

度から関わっておりますので、今年度も副センター長として関わっておりますので、大変申し訳なかったと思っております。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 本当にご心配いただいて。

まず昨日、久議員さんの一般質問でおわび申し上げましたけれども、本当に議会出身の私として、これだけの大きな子供たちの児童福祉に関わることを皆様方におつなぎが遅くなったというのが、本当に悔やまれてなりませんけれども、それは私のひとえに指導力不足ということを申し上げました。また、今日も様々な点からご指摘いただきましたが、こういったようなことが早い段階で話されていれば、もう少し整備された形になるのかなと思っております。

私がこの話を受けたときまず思いましたのは、まず事業者が、これまで何年か見ておりましたけれども、非常に人間性を育む、そういったようなことが現場に行きって常に確認させていただきましたし、この前ちょっと仙台行って回ってみますと、やはりすばらしい子供、要するに、個性を大事にするというか、例えば、そこの子どもの丘の入所式においては、必ずどこかに、親が気の毒になるくらいそっち行ったりこっち行ったりする子供なんですけど、その時点で携わっているスタッフの人たちは、それも個性だから、それを潰さないようにということで、お母さんはそれを決して恥ずかしいことでないからというような形の中で進めて、まさに私はすばらしい幼児教育につながっているなと思っております。私自身はほれ込んでおります。

そういった中で、その話を聞いたときには、まず、今、停滞しているのが温泉事業でございます。それで、もう一方心配なのは病院の経営でございます。こういった中で、そこに多くの人が集まることによって、その両方の施設にできるだけ、町民の皆様と言わず、町内外の皆様が来ていただきたいということもイメージ申し上げました。そういったような、なぜそう言いますかという、私は、いろいろ行政に少しずつ関わってきた頃からは、本間町長さんがありまして、ずっとその背中を追ってきたようなことがございますので、ですから、本間町長さんが残したものとしてみんなの湯を何かもっと利用できないものか。それから医療センターを、まあ、昨日帰りましたら、ちょっと余談で申し訳ないですが、女房が新聞に載った自分のことを心配しながら、医療センターのリハビリは物すごく優しくすばらしいスタッフだけだと言われて、本当に女房は非常に喜んでおりましたけれども、そういったようなよさをアピールするためにも、ああいったような拠点が欲しいなと思っております。

私は、ああいったような人間を育むようなそういう場所としても、そういったような崖によじ登ってみたり、滑り降りたり、そういったようなことをしながら人間性をやるという、この前行ったときは、わざわざ小牛田からそういうところに通わせたいという家庭もあったようでございますが、そういったものを、事業者をここに拡大して、そしてこの場所でそういったような新たな幼児教育、保育をやっていただきたいなと、そのように思ったものですから今回この話は、私は同意したわけでございますので、決して、ただ、いろいろ細かい心配が皆様方からいただきましたので、そういったような点は気をつけながら、こういったようなことを全面に出しながら、町民の皆様への理解を深めさせていただきたいと思っておりますので、議員の皆様からも、機会がありましたらそういったような関係者の皆様と会っていただいて、理解を深めていただければと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） それでは、歳出に入ります。歳出は項ごとになります。よろしいですか。

16ページから17ページまで、1款議会費1項議会費になります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 16ページから21ページまで、2款総務費1項総務管理費。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 19ページの情報化推進経費についてお伺いします。

定例会資料の6ページ、右側になりますけれども、これは委託費としてほぼ載っておりますが、この資料を見ますと、保守料が令和7年から9年まで同額で、10年から多くなっていると。これは機械が古くなるからという説明を受けたんですけれども、保守というか、委託して機械が古くなるということは、この機械そのものは買っての、買うというか、設置の委託ではなくて、機械も含めた、どういう委託なのかちょっと理解し難いんですけれども、ちょっとその辺もう少し詳しくお願いできないですか。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） メインとしては機器の設置工事、設置業務の委託という形になりますが、当然そこについては、機器についても当然セットとしてなってくるという形になっております。なので、機器の納品も含めての工事内容という形になっております。Wi-Fiの電波用の機器と、あとハードディスク、こちらのほうも一緒に含めた形での納品という形になっております。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） いいですか。

○議長（後藤洋一君） はい。

○4番（佐々木敏雄君） 今回は令和4年度で3,200万ほどの額で導入します。これは機械も当然入って買っているということになるわけですか。それで保守料が、保守料があと全然なくて、7年から発生して、9年、これは経過年数で単価が決まっているものなのか、そういう内容のものなんですか。もう設置してもらって、その設置されたものは役場の備品になります。保守は保守でまた別個に契約するという事になって、7年からまた保守料の契約をするということになるんですか。この、将来的に。

○議長（後藤洋一君） どうですか、総務課長に。

○4番（佐々木敏雄君） はい、お願いします。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 今回の保守の令和4年から令和6年までの3か年については、この委託についての機器の保守を含めての総体的に見られるということになっております。それで結果的には、この委託構築費の3,252万の中に今回組み込むことができているということでございます。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） そうすると、この保守というのは、当然、将来的には一般財源で行うということになるのか。それで、この委託料が当初4年で3,200万ですけれども、12年まで全部含めて年幾らという契約はできないんですか、これ。結局、3,200万当初の導入費かかる。それから保守料が令和7年から12年までかかるということになって、全部含めて年単価幾らで、同額で契約ということはできないんでしょうか。できない。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 今回のデジタル田園都市国家構想の交付金の要綱におきましては、3か年内で整備を行うということの条件がつけられておりますので、まずそちらのほうまで。それで、それ以後については、先ほど言いました単費の保守契約という形に切り替わる予定でございますので、こちらについては組み込むことができないということで、単費をもって今後は保守については進めていく予定でございます。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。

○4番（佐々木敏雄君） 6年までって、これ……。

○議長（後藤洋一君） 何回目ですか。3回目。

○4番（佐々木敏雄君） 3回終わったんです。

○議長（後藤洋一君） じゃあ終わりです。ほかに。8番。

○8番（久 勉君） 何か答弁おかしいんじゃない。これ保守料も4年度から5年、6年、3年分保守料入っているというのどういうことなんだ。それ、債務負担行為が何か起こさなきゃいけないの。今年度で全部払って保守料も含むめているという考え方ってさ、何かよくその契約内容が分かんないんだけども。

○議長（後藤洋一君） きちんと説明してください、課長、分かるように。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 保守の機器についてはハードディスク等ありますが、メーカー保証等も含めて保守となっております。その中で、構築費も含めてそういった費用を見ることができるということになっているということでございます。令和7年からは機器のそういった保証期間も終わることを含めて、その後に保守管理経費が生じるということでございます。

○議長（後藤洋一君） 8番久 勉君。

○8番（久 勉君） これ、そうしたら業務委託料というのがおかしいんだよな、事業業務委託料。建設でないのすかや。業務の委託すかや。工事だよな。何かよく分かんないんだな、何で委託料に分類されるのか。工事請負費でないの。工事請負費と、その中に備品の購入も入って、保守点検の分も入っているということなのかな。業務委託というのは町に代わって業務をしていただくってことですよね。町で全然できないから業務の委託なのか。でも、何となく工事みたいな気するんだけども、何でこれ業務委託料になったのか。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 工事の中におきましては、配置場所とか、そういった調査関係も全部入ってまいります。そういった調査も含めて委託業務という形の中で、今言った、その調査を含めて設置を行うという内容でございます。

○議長（後藤洋一君） 3回目ね。久 勉君。

○8番（久 勉君） これ、よその市町村でどうなんですか。県内でこれやっているのは涌谷だけなのか、それとも、この補助が全額国費で整備ということになると、他の市町村でもやっているんでないかと思うんだけども、その辺の情報はいかがになっていたんですか。

○議長（後藤洋一君） 休憩します。再開は3時20分とします。

休憩 午後3時09分

○議長（後藤洋一君） 再開します。

ここで会議を1時間延長いたします。

総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） ただいま8番議員からご質問いただきました、まず、構築と保守の関係でございます。

今回について、この構築の中に保守分が一応含まれているということでございますが、こちらのほう一体となってメーカーのほうから購入できる、保守も含めたパックという形で購入されているものを想定しているということでございます。今回、保守がもし3か年に分かれるような場合については補助の対象外になるということで、国のほうからは指示を受けているというところでございます。

また、委託業務の内容ということで、委託ではなくて工事ではないか、あるいは備品購入と、そういった類のものになるのではないかとのお話なんです、今回のこの業務の中には、W i - F i のアクセスポイントをそれぞれ購入し設置するという、あるいはサーバーを購入し、それを管理するという部分があるんですけども、そういった、購入のほかにそういった内容を設定する業務、これがメーカーさんが来てそういう、それぞれがきちんと使えるように設定する業務という形がありますので、そういった業務についてはやはり委託業務が主となるということで、こちらのほうを委託業務とセットとして、委託業務として今回予算計上させていただいているものでございます。

以上です。（「何だ、他の団体の例、答えていないんじゃないの」と言う人あり）

他の団体の例でございますが、この補助金を使った他の団体の例はないと、W i - F i を設置したという例はないということ、宮城県内では。（「県内では」と言う人あり）はい。

○議長（後藤洋一君） 次に入ります。

20ページから21ページまで、2項徴税费。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 20ページから23ページまで、3項戸籍住民基本台帳費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 22ページから25ページまで、3款民生費1項社会福祉費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 24ページから29ページまで、2項児童福祉費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 28ページから31ページまで、4款衛生費1項保健衛生費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 30ページから35ページまで、6款農林水産業費1項農業費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 34ページから37ページまで、7款商工費1項商工費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 36ページから37ページまで、8款土木費1項土木管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 36ページから39ページまで、2項道路橋りょう費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 38ページから39ページまで、9款消防費1項消防費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 38ページから41ページまで、10款教育費1項教育総務費。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 41ページ、奨学資金貸付事業についてお伺いします。

2万4,000円二重納付という説明を受けましたけれども、どういう、相手方が間違ったのか、こちら側が間違っているものなのか、その辺お伺いします。

○議長（後藤洋一君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） お答えいたします。

相手方のほうが誤って二重に振り込まれたということで、こちら、昨年度も予算措置させていただいたんですが、なかなかちょっと町内に住所は置いているんですけども、仕事の関係で家のほうに戻ってこないということで、こちらでも通知したり連絡は取っておるんですけども、ちょっとなかなかその手続を取っていただけないということで、改めてまた今年度予算措置させていただきました。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） これは、年度内であれば当然、収入から還付するという手続でやっているわけで、これは年度越してしまったということ。了解です。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） では、41ページ、感染症対策経費、給食費等負担軽減補助金1,000万の計上でありますけれども、説明、ちょっと私の一般質問の中でもちょっと質問したところでしたけれども、こういった事業に補助金を出すこと、5月1日の国からの通知があるということを説明の中でありましたけれども、こういった形態に補助金を出すということに関しての手続というか、どういった考えでこの事業に行き着いたのかということをちょっとお聴きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） お答えいたします。

まず、今回この給食費等負担軽減補助金の事業実施に至った経緯でございますが、令和4年5月2日付けで、こちら、国の内閣府、それから文部科学省、厚生労働省からの連名で来たものですが、コロナ禍における原油価格、それから物価高騰等総合緊急対策ということで、内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を拡充、活用して、生活困窮者への支援や学校給食費等の負担軽減など子育て世帯への支援に向けた取組を進めるよう国から依頼が来たところでございます。

これを受けまして、涌谷町におきましても、学校給食費や学校徴収金などの負担軽減を目的としまして補助金

として検討したところでございます。初めは給食費を減免又は減額することと考えておりましたが、やはり学校でもアレルギーや不登校などの理由により給食費を負担、お支払いしていない家庭もございまして、そのほか、あと町外の学校に通学する児童生徒もおりますことから、いろいろと検討した結果、最終的に学校徴収金なども含めた負担軽減対策といたしまして、町内在住の児童生徒一人当たり1万円の補助金を交付することと決定したところでございます。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） そのプロセスは説明の中でありましたけれども、やはり近隣の町村でこういった事例なのか。涌谷町がやっているこの補助金の、給食費の補助をやっている事業はこういった事業なのか、周りの状況をちょっとお知らせしていただければなと思いますが。

○議長（後藤洋一君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） 全ての自治体の例をちょっと確認したわけではないんですけれども、県内ですと、柴田町さんのほうでは、一応給食費相当分を一応補助をするという形で行っております。また、気仙沼市さんですと、やはり給食費、年額の給食費から最大1万円分を控除した額を負担していただくというふうな形を取っております。町のほうに補助金として、この給食費に特化しないで交付するというのは、ちょっと確認したところでは今のところはないような形です。

○議長（後藤洋一君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） いずれにしても、県内の自治体では何らかのこの給食費の補助を行うという、いろんな形態があるという、多分あるんでしょうけれども、これは実施されるということで、ほかの自治体も含めて実施されるということではないでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） 全ての自治体のほうで実施されるかどうかは、あとは自治体の判断となることですので、そちらについてはそういった形になります。

○議長（後藤洋一君） ほかに。教育長。

○教育委員会教育長（柴 有司君） 先ほどの質問の関連なんですけれども、先般、教育長会議というのがありまして、北部地区の教育長さんたちでこの話題になりました。ただ、市町村の名前は出しません。まだ決定していないところもあるものですから。1食当たり17円の補助というふうに、1食当たりで単価で補助するという考えのところもあったようです。それは完全に給食費としてです。あと、賄い材料費の値上がり分を今回それに充てるという考えのところもあったようです。ですから、課長言ったように、市町村でそれぞれ対応は違ってくと。

今回、涌谷で考えたのは、涌谷に住んでいながら、例えば、県立学校だとか、支援学校だとか、ほかの学校に行っている子供さんにも、何らかのこの補助金が行き渡るようにというところを中心に考えたという対応でございます。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。

40ページから43ページまで、2項小学校費。



〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 42ページから43ページまで、3項中学校費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 42ページから45ページまで、4項幼稚園費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 44ページから47ページまで、5項社会教育費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 46ページから47ページまで、6項保健体育費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 46ページから49ページまで、11款災害復旧費5項その他公共施設・公用施設災害復旧費。

ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。4番佐々木さん、賛成ですか、反対ですか。（「反対です」と言う人あり）6番稲葉さん。（「反対です」と言う人あり）9番杉浦さん。（「賛成です」と言う人あり）2番涌澤義和君。

（「反対です」と言う人あり）

それでは、反対の4番の佐々木敏雄さんからお願いします。

○4番（佐々木敏雄君） 議案第41号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算（第3号）について、財産承認に対する反対討論をいたします。

本予算計上されている健康パークの一部分の処分、飛び地としての処分であり、多々、事業者側への便宜供与、利益供与、経済利益供与的なものが行政側からされていることが多々感じられます。これまでも健康パークの処分に対する異常ささえ感じられるものであります。議会あるいは町民に何の説明もなく町民の財産を処分する。説明は工事着工後の11月頃と昨日はありましたが、これについては今後検討するということですので、早い時期にしていきたいと思います。

この財産処分をすることは、町でこれまで進めてきた足跡を潰すようなことにもなります。

健康パークについては、昨日、一般質問でも、未来の涌谷への礎であり、期待と希望の持てる流動的ポストエリアであると話しました。その根幹は、医療福祉センター建設に当たり、多くの町民が将来の涌谷町を託して町民総意で作り上げたものであるからであります。

また、国指定の黄金山産金遺跡、日本発の産金地をキャッチフレーズに天平ろまん館を建設し、東大寺との関わりを深め、涌谷町を全国に知らしめようと、東大寺サミットを含めたいろんなイベント、交流会を実施してきたところも健康パークであります。それに加え、日本遺産みちのくGOLD浪漫が認定されました。私も機会あるごとに日本遺産のバッジをつけてPRに協力しようと思っております。関係市町は2市3町、その先頭が日本初の産金地、涌谷町であります。

健康パークは、温泉含め、黄金山産金遺跡との連携も含めた観光施設の一部でもあります。裾野に開ける田園風景と山並み、世界遺産にも合致しております。この地を処分したのでは、涌谷町の誇れる地、訪れてほしい

地がなくなってしまう。

私は地元の議員でもありますので、今後の健康パークの在り方を考えても、処分することは涌谷町の不利益につながるものと思っております。議員の皆さんも、誇れる場所、来てもらえる場所を考えたときに、健康パークの姿が他の民間施設に自由に使われている光景を想像した場合に、見過ごすことができるのでしょうか。

できるのであれば、代替地の検討、最悪、賃貸していただく、そのような方法も検討していただければありがたいと思いますが、一旦立ち止まって冷静になり、町民の意を酌む必要があるのではないのでしょうか。

よって、この涌谷町の将来に不利益につながると思われるような財産の処分に対しては反対いたします。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一さん。

○9番（杉浦謙一君） 議案第41号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算（第3号）について、慣れない賛成討論を行ってまいります。

私は、この予算の中に、児童福祉総務費、幼稚園給食等負担軽減補助金、そしてまた、教育総務費、事務局費の中の給食費等負担軽減補助金がございます。新型コロナ等によります物価高騰で、家計に劇的に影響を与えております。そうした中の保護者の負担軽減に大きく期待されるものであります。まして涌谷町独自の発想で、担当部局の努力を評価するものであります。

また、児童福祉総務費の認定こども園施設整備に関連いたします予算につきまして、まず、一昨年の涌谷保育園における園長のパワハラ、モラハラによる保育士の集団退職で、園児が生命の危機に陥ったことを私たちは忘れてはなりません。当時の3歳から5歳児は主に幼稚園預かり保育を利用することとなり、町内にゼロ歳から2歳児は全てを受け入れる体制がありませんでした。そのようなときに、今の世代館の場所に子どもの丘保育所が開設されました。保護者さんからは、子供を預けてよかったよと言われることがあります。

現在、少子高齢化と言われる時代になりましたけれども、女性の社会参画、働く機会のために、そしてまた、女性が働かざるを得ない社会情勢によって保育のニーズが高まりつつあります。現在手狭になった幼稚園預かり保育利用者が新しい認定こども園に移ることはあり得ると思います。しかし、現在利用している民間保育所、町立こども園の移動は、保護者の考えや職場の立地場所について大きく変わるものとは考えにくいものであります。町内の未来ある子供のために、遠藤町政のますますの発展、成功を期待するものであります。

最後に、同僚議員の皆様方のご賛同をお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） それでは、反対討論を申し上げます。

今回の令和4年補正予算案のうち、こども園建設の部分についてですが、涌谷町において保育ニーズが相当程度あることは理解できます。新しく進出する企業のこと考えの中にあることも十分理解できます。

ただ、今回、5月24日の全員協議会において発表されたのが第一報であって、その3週間しかない本日採決に持ち込むという、拙速を絵に描いたような進め方には違和感以上の作為すら感じるものもあります。あまりにも性急な進め方であります。

行政の中の単なる保育ではなく、もっと重要なことと位置付けられるものであると思います。三つ子の魂と言われる時期であり、落ち着いた保育行政をすべきであり、慎重で丁寧な事業展開が求められるのではありませ

んか。1年や2年の時期だけ保育すればよいではありません。全協の中で、9,000万超程度のメリットが出る  
とか説明していましたが、そんなことに惑わされてはいけないと思います。財政再建の折ではありますが、最  
初にそれを考えたら方向を間違えます。

議会は、今回、問題を調査する時間もないし、情報収集する余裕もありません。相手方のこともまるで分かり  
ません。このようなやり方は工業団地の造成のときと同じだと思います。情報を小出しにしてメリットだけを  
言い、リスクは言わない。それが現在のあのありさまです。反省も学習能力もないのでしょうか。前職の町長  
だけが責任を取ったことになっていますが、同じ過ちはすべきでないのです。

そもそも、この1事業者だけに対する優遇ぶりはあまりにも露骨に見えますが、どういうわけなのか分かり  
ませんが、不信感を増す原因の一つでもあります。様々な質疑がありましたが、不信を払拭できないばかりか、  
増すばかりです。これはやり直していただく以外ありません。

○議長（後藤洋一君） 2番涌澤義和君。

○2番（涌澤義和君） 2番涌澤でございます。反対でございます。

事業者の意向を丸のみ、そんなに簡単な事業ではないはずで。年度末から3月となると当庁内も人事異動等  
があったと思います。5月24日全員協議会に報告、6月1日に契約、6月15日定例議会において報告。あまり  
にも手際がよいのではないのでしょうか。

ここのホームページによく出ておりますが、今回は、仙台を拠点としている事業展開を県北部を事業重視とホ  
ームページ等で公表されております。事業者様の2021年度総会報告書によりますと、当町に開設された子ども  
の丘の園長さん、当初2020年度から当町に関わっている方のご様子。この方は、2020年、2021年理  
事会で、開設者の平山理事長より推薦された理事長さんのご様子。あくまでも事業者主導のようで、  
町民民意の無視をできない、認定こども園建設は、町民の意思を聴く、その後でもできるはずで。

今回は反対といたします。

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第41号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立多数であります。

よって、議案第41号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第18、議案第42号 令和4年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1  
号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第42号の提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ116万6,000円を減額し、総額を18億9,497万9,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、人事異動等による職員の人件費の増減と新型コロナウイルス感染症に係る経済対策事業として実施いたしております傷病手当支給事業に要する予算について措置するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） それでは、議案第42号 令和4年度浦谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

予算書6ページ、7ページをお開き願います。

歳入のほうになります。

4款2項1目2節特別交付金100万円の増額につきましては、歳出で増額計上しております新型コロナウイルスに係る傷病手当金について、10分の10、国の特別調整交付金として9月30日まで財政支援が延長されたことに伴い、今回増額するものでございます。

次の6款2項1目財政調整基金繰入金216万6,000円の減額につきましては、職員人件費等の減額に伴い財源調整を行ったものでございます。補正予算後の基金残高につきましては5億7,275万2,000円となります。

次、8ページ、9ページをお開き願います。

歳出のほうになります。

2款7項1目細目1傷病手当金100万円の増額につきましては、歳入においても説明いたしましたが、コロナウイルスに係る傷病手当金について、今回3人分を予算措置するものでございます。

次、10ページ、11ページをお開き願います。

6款3項3目細目2特定健康診査事業費4節共済費3,000円の増額につきましては、会計年度任用職員に係る雇用保険料の変更に伴い増額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号 令和4年度浦谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号 令和4年度浦谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第19、議案第43号 令和4年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第43号の提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ42万1,000円を減額し、総額を18億7,821万8,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、会計年度任用職員及び職員人件費の増減について措置するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。（「説明省略」と言う人あり）

○議長（後藤洋一君） お諮りいたします。

ただいま説明省略の声がありましたが、説明を省略してよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認め、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号 令和4年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号 令和4年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第20、議案第44号 令和4年度涌谷町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第44号の提案理由を申し上げます。

本案は、涌谷町水道事業と太田簡易水道組合の事業統合に伴い、収益的支出におきまして補助金の増額、資本的収入及び支出では負担金及び工事費の増額をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤 洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩淵 明君） 議案第44号 令和4年度水道事業会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

水道事業会計補正予算（第1号）の1ページをお開き願ひます。

ただいま町長が提案理由で申し上げました水道事業会計の補正予算として、第2条で、予算第3条に定めた収益的支出を270万円増額し、4億403万9,000円にいたそうとするものでございます。

次に、第3条で、予算第4条に定めた資本的収入を89万1,000円増額の4,662万6,000円とし、資本的支出を300万円増額の1億3,480万6,000円にいたそうとするものでございます。

なお、予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,818万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額628万6,000円、過年度分損益勘定留保資金2,629万円、当年度分損益勘定留保資金5,560万4,000円で補填するものとする。」に改めるものでございます。（「金額違くない」と言う人あり）失礼いたしました。「5,541万6,000円で補填するものとする。」に改めるものでございます。すみませんでした。

補正の内容につきましては、4ページ、5ページをお願いいたします。

なお、内容の説明につきましては6月会議資料の11ページで説明いたしますので、そちらのほうをお願いいたします。

まず、資料の左上になります。

収益的支出において、2款水道事業費用2項5目75節補助金270万円の増額でございます。

この補助金につきましては、資料右側をご覧くださいと思います。

今回、涌谷町簡易水道組合統合事業費等補助金交付要綱を定め、簡易水道組合を廃止し、町水道に統合する際の費用に対し補助制度を設けたものでございます。

補助金は、町水道を従来の簡易水道組合の給水区域に給水するに当たり、各家庭において町水道の基準に従った設備に改修するための費用及び組合が管理していた浄水、配水の施設の撤去費用に対し、組合員数に10万円を乗じた額を上限として組合に一括して交付するものでございます。今回は、太田簡易水道組合に組合員が27戸ございますので270万円を計上したものでございます。

資料の右上に補助金イメージで囲った部分がございます。ご覧くださいと思います。

各組合員において、給水装置の状況により改修工事費がそれぞれかかります。また、組合の配置により不要となる施設の撤去費用を合わせますと、組合内にかかる費用は総額で約580万円と見込んでおるところでございます。それに対し経済的負担の軽減をいたそうとするものでございます。

次に、資料の左側中段をご覧くださいと思います。

3款資本的収入4項1目2節加入金89万1,000円の増額でございます。太田簡易水道組合に属している組合員の町水道への加入金として、1戸当たり3万3,000円の27戸分を見込むものでございます。

その下、資本的支出1項2目16節工事請負費300万円の増額につきましては、町水道の配水管を太田簡易水道の配水管に接続する工事の費用として計上いたすものでございます。

接続工事の箇所は、資料の右下の地図をご覧くださいと思います。

太田簡易水道組合の給水区域を3地区に分け、順次給水していくこととなりますが、それぞれ町水道と太田簡易水道組合の配水管を接続する工事を行い供給していくものでございます。A地区を10月1日から工事に着手し、B地区、C地区の順に工事を行い、12月初旬までに順次給水していくものでございます。

最後に、資料の左下に記載しております資本的収支の補正に伴う補填財源の補正につきましては、ご覧のとおりとなるものでございます。

以上で終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第44号 令和4年度涌谷町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号 令和4年度涌谷町水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第21、議案第3号 「経営所得安定対策（水田活用・畑作物の直接支払交付金）の見直しに関する意見書」の提出についてを議題といたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局班長。

○事務局総務班長（金山みどり君） 議員提出議案の1ページをお開きください。朗読いたします。

議案第3号

「経営所得安定対策（水田活用・畑作物の直接支払交付金）の見直しに関する意見書」の提出について標記について、別紙のとおり提出します。

令和4年6月16日

提出者	涌谷町議会議員	大 泉	治
賛成者	同	佐々木	敏 雄
賛成者	同	鈴 木	英 雅

賛成者 同 佐々木 みさ子  
賛成者 同 黒 澤 朗

涌谷町議会議長殿

別紙

経営所得安定対策（水田活用・畑作物の直接支払交付金）の見直しに関する意見書

今般、国の農業・農村を取り巻く環境は、農業者の減少や高齢化の進行のほか、新型コロナウイルス感染症の発生による経済活動の自粛やウクライナ情勢等により、大変厳しい状況下にある。

そのような中でも、当町は世界農業遺産に指定されている大崎耕土の一翼として主食用米を作付し、我が国の食料供給基地の役割を守るため、水田フル活用による需給調整の取組を推進し、飼料用米・畑作物等への転換を積極的に実施しながら農地を保全してきた。また、新型コロナウイルス感染症の影響による物価高に併せ、ウクライナ情勢の影響も加わったことでの飼料価格高騰に対応するため、子実用トウモロコシの生産も開始したところである。

令和4年度農林水産省による予算編成に伴い、水田活用の直接支払交付金の見直しが行われ、今後5年間に一度も水稻の作付がなかった水田は交付の対象外とするという内容が示された。この交付金は、担い手の確保や農地の適正管理に最も重要な資金となっており、水田を適正管理することで、郷土のすばらしい景観が維持されるものと認識している。

このような状況を踏まえ、農村が将来にわたり農地を保全し、農業者が安定的な地域農業経営が展望できる制度を構築するよう、下記事項について強く要望する。

#### 記

- 1 将来にわたって希望の持てる農業・農村であり続けられるよう「今後5年間に一度も水張りが行われない水田は除外」の項目については、撤廃すること。
- 2 畑作物の直接支払交付金の該当作物に、子実用トウモロコシを追加すること。
- 3 農地及び集落維持のため、交付対象水田を畑地化した場合であっても農業者の所得が減少せず、意欲を持って生産活動に取り組むことができる支援活動を速やかに講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月16日

宮城県涌谷町議会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

農林水産大臣 殿

経済産業大臣 殿

以上、朗読を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上、朗読は終わりました。



ここで、総務産業建設常任委員会委員長から趣旨の説明をいたします。委員長。

○総務産業建設常任委員会委員長（大泉 治君） それでは、趣旨説明を行います。

本件につきましては、議員の提案がありまして、総務産業建設常任委員会において調査してまいりましたが、現在の農業情勢を見ますと、高齢化による担い手不足、経済情勢の変化によって資材、飼料又は燃油が高騰するなど、農業経営は非常に厳しい状況となっております。今回の経営所得安定対策見直しは、地域性や実情に反し、前述の農業情勢をさらに悪化させ、農業の衰退につながると危機感を感じております。

当町の農業を安定的に維持していくことを目的とし、国に対して、経営所得安定対策の見直しを求めるものでございます。

以上。

○議長（後藤洋一君） ありがとうございます。提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議発第3号 「経営所得安定対策（水田活用・畑作物の直接支払交付金）の見直しに関する意見書」の提出については原案のとおり可決されました。ありがとうございました。



#### ◎請願・陳情

○議長（後藤洋一君） 日程第22、請願・陳情。

今期定例会において本日まで受理した請願・陳情は、手元に配付した請願・陳情文書表のとおりであります。

陳情第2号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保について及び陳情第3号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情は、配付いたしますのでご了承願います。

以上であります。



#### ◎休会について

○議長（後藤洋一君） 以上をもって、今期涌谷町議会定例会6月会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

本会議は、この後、明日6月17日から12月28日までの195日間を休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、明日6月17日から12月28日までの195日間を休会とすることに決しました。



◎散会の宣言

○議長（後藤洋一君） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後4時05分